第４章　災害応急対策計画

基本法第５０条第１項の趣旨を達成するため、災害時に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、災害応急対策計画を定める。

災害応急対策実施責任者は、可能な限り的確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施するものとする。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

第１節　気象予報（注意報を含む）、警報等、並びに情報等の伝達計画

１　気象情報の伝達系統及び方法

気象情報は、次の「気象警報等伝達系統図」に基づき、電話、無線、ファクシミリ、その他最も有効な方法により通報し又は伝達するものとする。

（１）気象官署より発表した予報（注意報を含む）、警報、特別警報、並びに情報等は「気象警報等伝達系統図」（別図１）により伝達する。

（２）気象官署より発表した予報（注意報を含む）、警報、特別警報、並びに情報等は、通常の勤務時間内は総務部危機管理課が受理するものとし、勤務時間外（休日及び夜間）は、警備員が受理するものとする。

（３）予報（注意報を含む）、警報、特別警報、並びに情報等を受理した場合、警報、特別警報、又は災害が発生するおそれのある注意報については、受理者である危機管理課長は速やかに総務部長へ報告するとともに、関係部課長等に連絡するものとする。

（４）連絡を受けた関係部課においては、内容に応じて適切な措置をとるとともに、各伝達責任者は必要に応じて関係機関、団体、町会、学校等に対して予報（注意報を含む）、警報、特別警報、並びに情報等の発表に伴う必要な事項の周知徹底を図るものとする。（別表１，２，３）

（５）警備員が、予報（注意報を含む）、警報、特別警報、並びに情報等を受理した場合、次に掲げるものについては、速やかに危機管理課長（不在の場合は危機管理主査）に報告するものとする。

受理した気象警報等通信文は、危機管理課長又は危機管理課職員が登庁した際に引き継ぐものとする。

ア　特別警報～大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪

イ　警報～大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、洪水

ウ　その他特に重要と認められる各種注意報

（６）気象注意報、警報等の種類、発表基準は後段に記載のとおり。

別図１

気象警報等伝達系統図

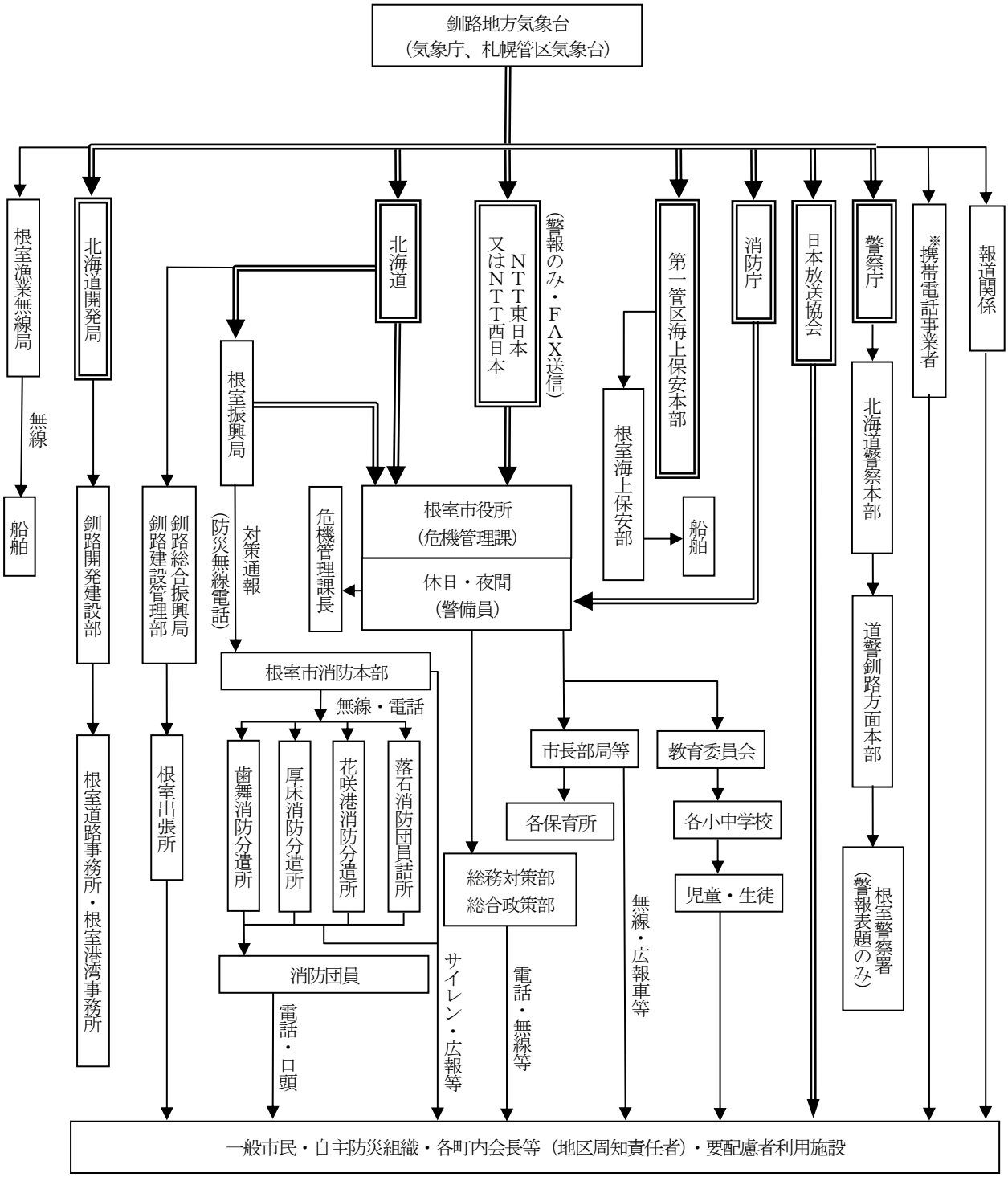

注）気象等の特別警報、特別警報に位置づけられる大津波警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民へ周知する措置をとるものとする。

注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号及び第３号の規定に基づく法定伝達先。

注）二重線の経路は、気象業務法第 15 条及び第 15 条の２によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

※緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

別表１

気 象 警 報 等 伝 達 先 一 覧

伝　　達　　先	伝達責任者	副　責　任　者	伝　達　方　法	左記以外の伝達方法
庁　内　各　課	総　務　部　長	危機管理課長	電話、口頭、庁内放送、庁内メール	
関　係　機　関	〃	〃	電話、口頭、ＦＡＸ	広報車、防災行政無線
小　中　学　校	教　育　部　長	教育総務課長	電話、口頭、ＦＡＸ	〃
保　　育　　所	健康福祉部長	社会福祉課長	電話、口頭	〃
地　区　周　知	総合政策部長	総合政策室長	電話、口頭	〃

別表２

地区別情報等周知、 連絡責任者一覧

令和５年６月現在

警戒区域種別	地区名	責任者	備考
水防区域	汐見町 西浜町	汐見町会長 西浜町会長	不在の場合は、副会長又は総務担当部長に連絡するものとする。
高波、高潮、津波警戒区域	浜松 長節 花咲港 落石 昆布盛 根室港 温根沼 幌茂尻 槍昔 歯舞 温根元 牧の内 桂木 珸瑤瑁 春国岱 友知 双沖 西浜町 東梅 初田牛	浜松町会長 長節町会長 花咲港第一町会長 落石西町会長 昆布盛町会長 弥生町・緑町・平内町各町会長 温根沼町会長 幌茂尻町会長 槍昔地区住民 歯舞第五町会長 温根元第二町会長 牧の内町会長 桂木町会長 珸瑤瑁第二町会長 友知第一町会長、友知第二町会長 双沖第一町会長 西浜町会長 東梅町会長	不在の場合は、副会長又は総務担当部長に連絡するものとする。 沿岸住民へ直接連絡するものとする（居住なし） 沿岸住民へ直接連絡するものとする。
急傾斜地崩壊危険区域	花咲港 西浜町 浜松 岬町 友知 琴平町 昆布盛 汐見町	花咲港第一、花咲港西浜町会長 西浜町会、宝西町会長 浜松町会長 岬町会長 友知第一町会長、友知第二町会長 琴平町会長 昆布盛町会長 汐見町会長	不在の場合は、副会長又は総務担当部長に連絡するものとする。

警戒区域種別	地　区　名	責　任　者	備　考
急傾斜地崩壊危険区域	平内町 落石 有磯町 花園町 穂香 宝林町 昭和町 千島町 汐見町 駒場町 弥栄町 東梅 幸町 北浜町 光洋町 牧の内	平内町会長 落石西町会長、落石東町会長 有磯町会長 花園町会長 穂香町会長 宝西町会長、宝林町会長 昭和第三町会長 千島町会長 汐見町会長 駒場第一町会、駒場第二町会 駒場第三町会 弥栄町会長 東梅町会長 幸町会長 北浜町会長 第一光洋町会長 三番川町会長	
地滑り予想区域	花園町	花園町会長	不在の場合は、副会長又は総務担当部長に連絡するものとする。
孤立化予想区域	槍昔	槍昔地区住民	

（注）各町会の責任者氏名・連絡方法については、別に名簿を調整しておくものとする。

別表３

関係機関等の連絡先一覧

（令和５年６月現在）

機関名	住所	電話
根室市役所	根室市常盤町２－２７	23－6111
航空自衛隊第２６警戒隊	〃　光洋町４－１５	24－8004
陸上自衛隊第５旅団第２７普通科連隊	釧路郡釧路町字別保１１２	0154－40－2011
根室海上保安部	根室市琴平町１－３８	24－3118
釧路地方気象台	釧路市幸町１０丁目３番地 釧路地方合同庁舎９階	0154-31-5110
北海道森林管理局根釧東部森林管理署	標津郡標津町 南２条西２丁目１番９号	0153-82-2202
釧路開発建設部根室道路事務所	根室市敷島町１－５	24－4188
釧路開発建設部根室港湾事務所	〃　琴平町１－３８	24－4355
根室振興局	〃　常盤町３－２８	24－0257
根室振興局保健環境部 （根室保健所）	〃　弥栄町２－１	23－5161
根室警察署	〃　弥栄町１－１７	24－0110
釧路総合振興局釧路建設管理部 根室出張所	〃　宝林町４－２８７	23－6391
東日本電信電話㈱北海道事業部	札幌市中央区北1条西4	011－212－4466
（委任機関） ㈱NTT 東日本-北海道北海道東支店	釧路市黒金9-2	0154－21－3203
㈱ＮＴＴﾄﾞｺﾓ北海道支社北海道東支店	釧路市北大通１０－１	0154－22－8870
（委任機関） ㈱ﾄﾞｺﾓ ＣＳ 北海道北海道東支店	釧路市北大通１０－１	0154－22－8870
北海道電力ネットワーク（株）根室ネットワークセンター	根室市大正町１－７	0153－24－3181
根室市消防本部（署）	〃　大正町１－３０	24－3164

機　　関　　名	住　　所	電　　話
根室市消防署花咲港消防分遣所	根室市花咲港３６６－５	25－8550
根室市消防署厚床消防分遣所	〃　厚床１－３８	26－2154
根室市消防署歯舞消防分遣所	〃　歯　舞４－４０	28－2031
根室市消防団落石消防団員詰所	〃　落石東３９１－１	27－2244
市立根室病院	〃　有磯町１－２	24－3201
北海道運輸局釧路運輸支局	釧路市鳥取大通６－２－１３	0154－51－2522
郵便事業㈱根室支店	根室市本町４－４１	24－2052
郵便局㈱根室郵便局	〃　本町４－４１	24－2051
北海道旅客鉄道㈱根室駅	〃　光和町２－１	24－3208
根室漁業無線局	〃　花咲港	25－8221
根室漁業協同組合	〃　海岸町１－１７	23－6161
歯舞漁業協同組合	〃　歯舞４－１３２－２	28－2121
落石漁業協同組合	〃　落石西３９５－２	27－2121
根室湾中部漁業協同組合	〃　温根沼３４４－３	25－3131
道東あさひ農業協同組合根室支所	〃　光和町１－１５	22－2121
根室商工会議所	〃　松ケ枝町２－２７	24－2062

２　特別警報、警報及び注意報の種類

気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づいて発表される気象注意報・警報などの種類は、次のとおりである。

（１）特別警報、警報及び注意報の種類

ア　気象特別警報・警報・注意報

（ア）気象特別警報

大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

（イ）気象警報

大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

（ウ）気象注意報

大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

イ　地面現象特別警報、警報及び注意報

地面現象特別警報	大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。
地面現象警報	大雨・大雪などによる山崩れ、地滑りなどによって災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。気象警報に含め発表される。
地面現象注意報	大雨、大雪などによる山崩れ、地滑りなどによって、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報。気象注意報に含めて発表される。

ウ　浸水特別警報、警報及び注意報

浸水特別警報	大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（浸水害）」として発表する。
浸水警報	浸水によって、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報。気象警報に含めて発表される。
浸水注意報	浸水によって、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報。気象注意報に含めて発表される。

エ　高潮特別警報、警報及び注意報

高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。

オ　波浪特別警報、警報及び注意報

波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

カ　洪水警報及び注意報

洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。

（２）特別警報発表基準　　【発表官署:釧路地方気象台　担当地域-根室地方】

特別警報名	発表基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

（注）１　地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

２　発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表の判断をする。

（３）警報発表基準　　【発表官署:釧路地方気象台　担当地域-根室地方】

警報名	発表基準		
大雨（浸水害）（土砂災害）	表面雨量指数基準	8	
	土壌雨量指数基準	115	
洪水	流域雨量指数基準	別当賀川流域＝16.6	
暴風	平均風速	陸上	20m/s（※1）
		海上	25m/s
暴風雪	平均風速	陸上	18m/s（※2）雪による視程障害を伴う
		海上	25m/s 雪による視程障害を伴う
大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 40cm	
波浪	有義波高	6.0m	
高潮	潮　位	1.2m	

（※1）根室特別地域気象観測所、納沙布（アメダス）の観測値は 25m/s を目安とする。

（※2）根室特別地域気象観測所、納沙布（アメダス）の観測値は 21m/s を目安とする。

（注）１　土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出する。

２　流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km 四方の領域ごとに算出する。

３　この基準数値は、釧路総合振興局・根室振興局管内における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたもので、気象要素によっては災害発生を予想する際の目安である。
なお、地面現象及び浸水警報は、その警報事項を気象警報に含めて行われる。

（4）注意報発表基準　　【発表官署：釧路地方気象台　担当地域-根室地方】

注意報名	発表基準		
大　　雨	表面雨量指数基準	6	
	土壌雨量指数基準	70	
洪　　水	流域雨量指数基準	別当賀川流域＝13.2	
強　　風	平均風速	陸上	12m/s(※1)
		海上	15m/s
風　　雪	平均風速	陸上	10m/s(※2)雪による視程障害を伴う
		海上	15m/s 雪による視程障害を伴う
大　　雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 25cm	
波　　浪	有義波高	3.0m	
高　　潮	潮　位	0.9m	
雷	落雷等により被害が予想される場合		
融　　雪	60mm 以上：24 時間雨量と融雪量（相当雨量）の合計		
濃　　霧	視　程	200m	
乾　　燥	最小湿度 30%　実効湿度 60%		
な　だ　れ	①24 時間降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上		
低　　温	4 月～10 月：(最高気温）平年より 8℃以上低い日が 2 日以上継続 11 月～3 月：(最低気温）平年より 7℃以上低い		
霜	最低気温 3℃以下		
着　　氷	船体着氷：水温 4℃以下　気温 - 5℃以下で風速 8m/s 以上		
着　　雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続		

(※1) 根室特別地域気象観測所、納沙布（アメダス）の観測値は 15m/s を目安とする。

(※2) 根室特別地域気象観測所、納沙布（アメダス）の観測値は 13m/s を目安とする。

(注) 1　土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出する。

2　流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。

3　有義波高とは、ある地点を連続して通過する波のうち、高いほうから順に 1/3 の個数までの波について平均した波高。これは、目視観測による波高に近いといわれている。このうち最大のものを「最大波高」というが、有義波高の約 2 倍の波が出現する。

4　この基準数値は、釧路総合振興局・根室振興局管内における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたもので、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

5　地面現象及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に含めて行われる。

（５）防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

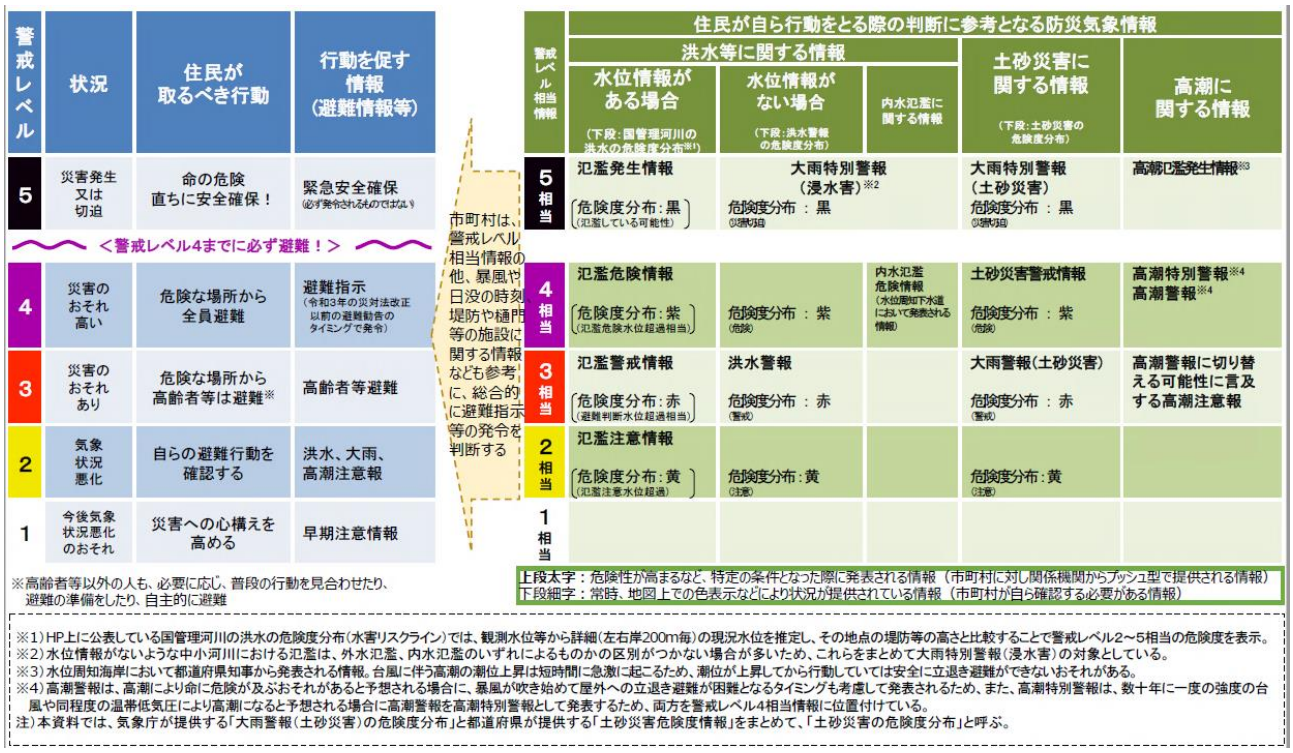

（６）土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、釧路総合振興局と釧路地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる

（https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land）。

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示等の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

（７）記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

記録的短時間大雨情報発表基準

１時間雨量	80 ㎜以上

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

※　土砂キキクル（危険度分布）https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land

※　浸水キキクル(危険度分布) https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund

※　洪水キキクル(危険度分布) https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood

（８）竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに府県（釧路・根室地方）単位で発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。

この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

※　雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）：https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/

第２節　災害情報等の報告収集及び伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策の実施のため、必要な災害に関する情報、被害状況報告等の収集及び通報等については、この計画に定めるところによる。

１　異常現象発見時における措置

（１）発見者の通報義務

災害が発生した場合又は発生するおそれのある異常現象等（異常潮位、地滑り、火災等）を発見した者は、速やかに、市役所（危機管理課）又は、警察官若しくは海上保安官若しくは消防機関のうち最も近いところに通報するものとする。

（２）警察官等の市への通報

異常現象発見者からの通報を受けた警察官若しくは海上保安官又は消防機関は、その内容を確認し、直ちに市長に通報するものとする。

（３）市長から各機関への通報及び住民への周知

市長は、災害発生又は異常現象発見の通報を受けたときは、災害規模、内容等により必要に応じて、関係機関に通報するとともに、住民に周知するものとする。

なお、関係機関及び住民への連絡系統図は、別表１によるものとする。

（４）通報の取扱い

発見者からの通報及び災害情報、被害状況等は総務部長へ報告し、その指示により事務処理に当たるものとする。

休日、夜間の場合は、警備員が受理し、危機管理課長（不在の場合は危機管理主査）へ報告する。

２　被害状況等の報告

被害状況等の報告は、基本法第 53 条の規定に基づき、災害が発生してから応急措置が完了するまで、別冊資料編の「災害情報等報告取扱要領」及び別に定める「火災・災害等即報要領」（以下、本要領）により北海道知事（根室振興局長）に報告するものとする。

（１）本部長（市長）は、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接国（消防庁）にも報告するものとする。

なお、特別の事情により知事に報告が困難な場合にあっては、直接国（消防庁）に報告するものとする。

（２）各対策部長は、所管に係る災害情報等を、本部連絡室長（総務部長）を経て本部長（市長）に報告する。

（３）本部連絡室長（総務部長）は、各対策部長から受理した災害情報のうち、他の部に関連あるものは、速やかに当該部長に報告する。

（４）総務対策部長は、本部に集約された災害情報及び災害対策実施状況等を第４節「災害広報・情報提供計画」の定めるところにより、総務班を通じて報道関係機関に発表する。

（５）各対策部長は、基本法以外の他の法令に基づく被害報告等に際しては、本部連絡室と連絡調整をとり、相違のないようにする。

（６）災害対策本部が設置されない場合における被害報告も本要領に準じて行うものとする。

（７）災害情報等の連絡責任者は、本部長（市長）とする。

（８）災害情報

災害の概要を把握し、早急に対策を講ずる資料とするものであるので災害の発生するおそれのある場合又は発生した場合その経過に応じ把握した事項を逐次報告するもので、その様式は、別表２のとおりとする。

ア　雨量、河川の水位等の状況とは、災害時における降雨量、それに伴う河川の水位の増減、風速高波等異常な自然現象の状況を報告すること。

イ　交通、通信及び水道等の状況とは、異常な自然現象等により道路、鉄道が不通となった箇所及び電話障害の箇所並びに飲料水、電気等の住民の生活に直結する公共的な被害の状況を報告すること。

ウ　救助法適用の状況とは、救助法を適用しなければならないような状態である場合、その地区名、被害棟数、罹災人員並びに救助実施内容について報告すること。

エ　自衛隊派遣要請の状況とは、災害の状況により自衛隊の派遣要請を要求する場合、次の事項を報告すること。

（ア）災害の状況及び派遣を必要とする理由

（イ）派遣を希望する期間

（ウ）派遣を希望する区域及び活動内容

（エ）派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

別表１

災害情報連絡系統図

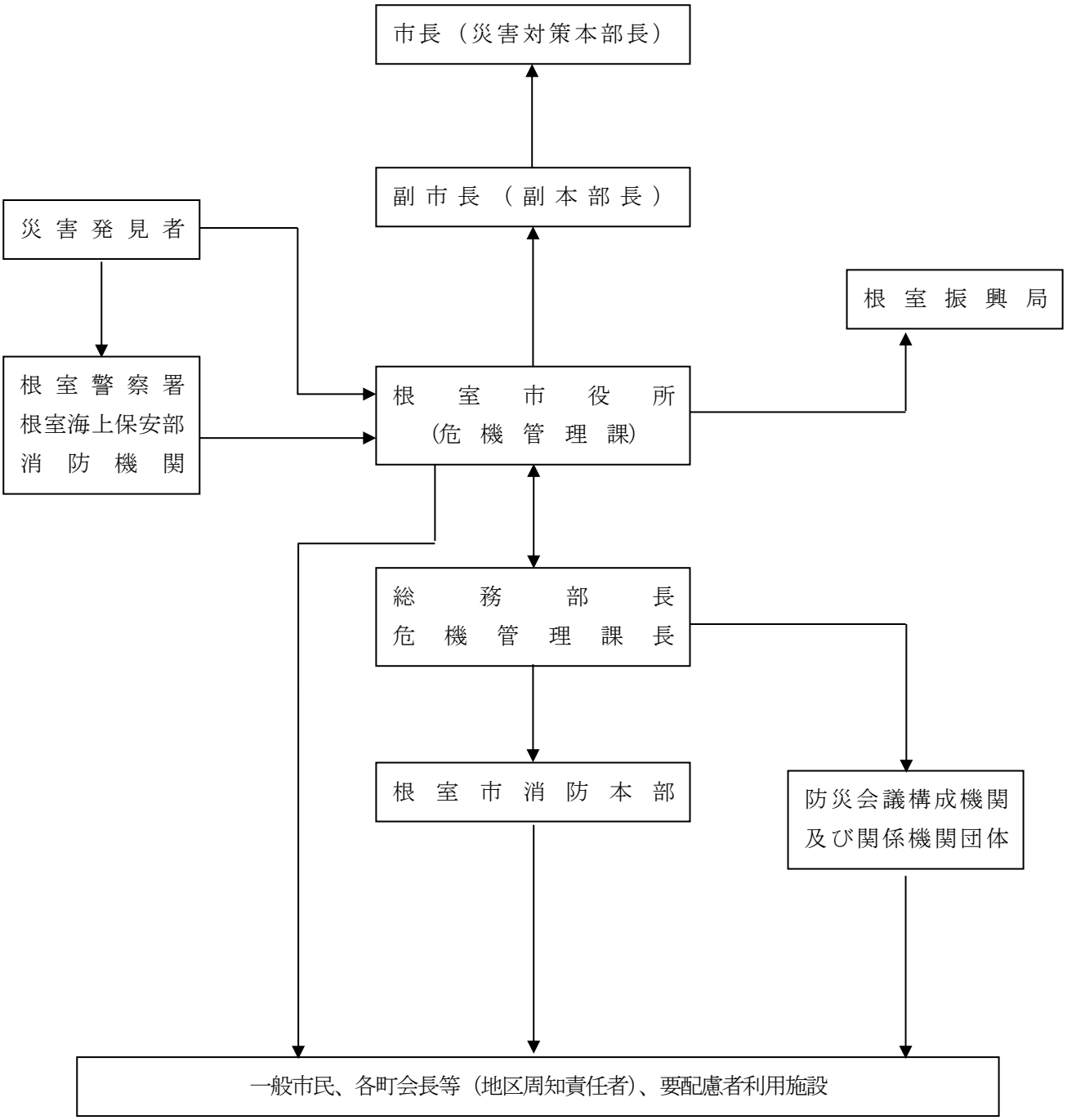

第３節　災害通信計画

災害時における災害情報及び被害報告等の通信連絡の方法については、本計画の定めるところによる。

１　通信方法

災害時における通信手段は、基本的にＮＴＴの電話利用による通信計画を優先的に考えるものである。

次いで、災害時に想定される有線の通信輻輳、ケーブル破損等によるＮＴＴ通信途絶時の通信方法として、防災行政無線、各機関の無線施設、衛星携帯電話、機関相互の通信協力、人的伝達など他の通信方法の利用を確保するものとする。

２　専用通信施設等の利用

（１）根室市

本市が所有する有線局線、防災行政無線、消防用無線等の通信施設は、別表１のとおりである。

（２）防災関係機関

市内防災関係機関の専用又は無線電話の使用協力により、 通信相手機関に最も近い防災関係機関を経て行うものとする。

各防災関係機関の施設一覧は、別表２のとおりである。

別表１

本　部　の　通　信　施　設

１　本庁有線回線施設

（１）　ＮＴＴ回線数　　２０回線

（２）　災害時通信確保対策

ア　災害時優先電話数

一般電話回線が輻輳に伴い発信規制がなされても、防災機関、公共機関としての使命を確保するため発信規制されず、優先的に発信が確保される局線。

市役所における災害時優先電話の指定回線（４８回線）

２　北海道総合行政情報ネットワーク

発　令　台	危機管理課、警備室
受話器（子機）	庁舎全内線電話
特　記　事　項	地上系通信、衛星系無線の２ルート化、津波警報等システム

３　根室市防災行政無線

（１）移動系　　１ｃｈ　市町村波　（周波数 149.65MHｚ）

基 地 局　１　局	本庁建設水道部下水道課
移 動　５５　局	基地局１局、半固定型２局、車載型 33 局、 携帯型 19 局

（２）固定系　　１ｃｈ　市町村波　（周波数 65.55125MHｚ）

送信所及び通信所	市役所危機管理課、根室市消防本部、歯舞漁業協同組合	屋外拡声子局　48 局
		戸別子局　806 局

４　消防本部

（１）電話回線

一般用電話（一般消防業務、問い合わせ用）	７回線【消防本部３回線、分遣所等（各１回線）】
災害用専用電話	119 番
消防・災害相談ダイヤル	２回線（24-0119）

（２）デジタル無線電話

・基地局　３局　通信指令室、歯舞消防分遣所、落石消防団員詰所
・移動局　47 局　消防本部、通信指令室、花咲港消防分遣所、厚床消防分遣所、市役所
（卓上型２局、可搬型１局、車載型 20 局、携帯型 24 局）

（３）ＦＭ緊急放送システム

送信所及び通信所	㈱根室市民ラジオ、根室市消防本部
周波数	76.3MHｚ

５　衛星携帯電話

設置場所及び台数	根室市役所（３台）・避難所（１１カ所・各１台）　計１４台
	消防本部（１台）、各消防分遣所（４台）　計　５台

別表２

専 用 通 信 施 設 、無 線 施 設 一 覧

令和４年６月現在

機 関 名	所 在 地	周波数帯、電波の型式	相 手 方	備　　考
根 室 振 興 局	常盤町3-28	ＳＨＦ　Ｄ７Ｗ	中継所	自家発電設備 約７２時間 バッテリー 約３時間
根室海上保安部	琴平町1-38	ＶＨＦ　Ｆ３Ｅ	巡視船艇７隻 移動局３(防災波使用可能無線機)	自家発電設備有
根室漁業無線局	花咲港	ＶＨＦ　Ａ３Ｅ　Ｈ３Ｅ Ｊ３Ｅ　Ｆ３Ｅ ＨＦ　Ｊ３Ｅ ＭＨＦ　Ａ１Ａ　Ｊ３Ｅ	船舶局	２４時間執務 自家発電設備有
		ＶＨＦ　Ｆ３Ｅ	歯舞、落石、各漁業協同組合	
釧路開発建設部 根室道路事務所	敷島町1-5	ＶＨＦ　Ｆ１Ｄ	陸上移動局14	自家発電設備有
		ＳＨＦ　G7W	国土交通省、北海道開発局	
北海道電力ネットワーク㈱ 根室ネットワークセンター	大正町1-7	４００MHz帯、 ５Ｋ８０Ｇ１Ｅ	陸上移動局19	自家発電設備有 バッテリー約８時間
根室警察署	弥栄町1-17	ＶＨＦ　Ｆ３Ｅ	釧路方面管内警察署	自家発電設備有
		ＶＨＦ　Ｆ３Ｅ	移動局	
根室市役所	常盤町2-27	ＶＨＦ　Ｆ３Ｅ	移動局54	
根室市消防本部	大正町1-30	ＶＨＦ　５Ｋ８０Ｇ１Ｄ ＶＨＦ　５Ｋ８０Ｇ１Ｅ	移動局51（デジタル） 隣接の関係消防機関	自家発電設備有 バッテリー 約４時間

３　通信途絶時の連絡方法

情報連絡を行うことができないとき又は著しく困難であるときは、次の要領により実施する。

（１）有線電話が途絶した場合

ア　本市所有の防災行政無線、消防無線電話を最大限に活用する。

イ　移動無線、携帯無線の活用

ＮＴＴ無線電話等を速やかに災害用に使用する。

ウ　他の通信系統の利用

上記に掲げる通信施設の使用又は利用した通信を行うことができないときは、 北海道地方非常通信協議会が定める機関別通信系統により無線通信局の協力を求め通信を行う。

エ　他の機関の通信設備の利用

各関係機関のもつ移動無線、携帯無線の協力を得て、緊急通信連絡体制を確保する。

オ　アマチュア無線等の協力要請

アマチュア無線局組織へ協力要請をし、通信の万全を図る。

「災害時における災害情報等の通信連絡の協力に関する協定」	平成９年７月３１日締結

カ　徒歩及び自転車等の利用

４　災害時優先電話等の利用

災害時の救援、復旧や公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保できるよう、あらかじめ災害時優先電話に指定されている電話は、災害時においても優先的に通話を利用することができる。また、非常扱いの電報は、他の電報に先立って伝送及び配達をする。

（１）災害時優先電話による連絡

（２）電報による通信（非常電報）

５　防災行政無線の整備

災害時における通信連絡体制の確保又は災害情報等を速やかに住民へ提供するなどの情報伝達系統を強化するため、防災行政無線（同報無線）を増設するなど無線の整備を促進するものとする。

第４節　災害広報・情報提供計画

市及び防災関係機関が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、本計画の定めるところによる。

１　災害広報及び情報等の提供の方法

市及び防災関係機関等は、災害時において、被災地住民をはじめとする道民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、市及び道は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防，救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

（１）住民に対する広報等の方法

ア　市及び防災関係機関等は、地域の実情に応じ、報道機関（コミュニティＦＭを含むラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞）への情報提供をはじめ、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）、緊急速報メール、登録制メール、ＩＰ告知システム、広報車両（別表１）、インターネット、ＳＮＳ（Twitter等）、臨時災害放送局、掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。また、Ｌアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

イ　市及び防災関係機関等は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力するものとする。

ウ　アの実施に当たっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。

エ　アのほか、市及び道は、北海道防災情報システムのメールサービスやＬアラート（災害情報共有システム）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

（２）市の広報

市は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難、避難場所・避難所、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等についてボランティア団体やＮＰＯ等とも連携を図りながら、主に次の項目について、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

ア　災害の種別（名称）及び発生年月日

イ　災害発生の場所又は被害激甚地域

ウ　被害状況

（ア）交通、通信状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区域）

（イ）火災状況（発生箇所、避難等）
（ウ）電気、上下水道、ガス等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）
（エ）道路、橋梁、架線、港湾等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
（オ）その他判明した被災地の情報（二次災害の危険性等）
エ　救助法適用の有無
オ　応急、恒久対策の状況
（ア）避難について（避難指示等の発令の状況、避難所の位置、経路等）
（イ）医療救護所の開設状況
（ウ）給食、給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）
（エ）衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、量、対象者等）
カ　災害対策（警戒）本部の設置又は廃止
キ　住民の責務等民生の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項

（３）道の広報

市及び関係機関等から情報収集するとともに、専任の職員を配置するなど、報道対応窓口を明確化した上で、報道機関への情報提供等により被災地域内外に対し適切に情報提供する。

（４）防災関係機関の広報

防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、住民への広報を実施する。

特に、住民生活に直結した機関（道路、交通、電気、上下水道、ガス、通信等）は、応急対策活動と発生原因や復旧見込、復旧状況を市民に広報するとともに、北海道災害対策（警戒）本部に対し情報の提供を行う。

（５）災害対策現地合同本部等の広報

災害対策現地合同本部等が設置されたときは、必要に応じて、各防災機関の情報をとりまとめて広報を実施する。

２　安否情報の提供

（１）安否情報の照会手続

ア　安否情報の照会は、市に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあたってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。

イ　安否情報の照会を受けた市は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 44 第 1 項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。

ウ　安否情報の照会を受けた市は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
（ア）	・被災者の同居の親族 （婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認

		められる情報
（イ）	・被災者の親族（（ア）に掲げる者を除く。） ・被災者の職場関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
（ウ）	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

エ　市は、上記のウに関わらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。

（2）安否情報を回答するに当たっての市の対応

市は安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

ア　被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。

イ　安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外のために内部で利用することができるものとする。

ウ　安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、市、消防、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。

エ　被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居住が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

３　災害時の氏名等の公表

（1）市

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

（2）北海道

道は、道民の安全・安心の確保に資するため、氏名等の公表が救出・救助活動に資する場合に、別に定める「災害時の氏名等の公表取扱方針」に従い、災害時の氏名等の公表について対応するものとする。

別表１

広報使用可能な車両の所有状況　（車外拡声器付）

令和５年４月現在

所　有　課	台数	配　備　状　況
総務課	1	普通乗用車
市民環境課	2	ライトバン、ワゴン
社会福祉課	1	ライトバン
港湾課	1	バン
都市整備課	4	トラック、ＳＵＶ、ライトバン、軽自動車
水道課	4	バン、ライトバン、軽自動車
社会体育課	1	ライトバン
消防本部	5	ライトバン２、ＳＵＶ２、軽自動車
計	１９	

第５節　水防計画

洪水、津波及び高潮その他による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するための組織及び活動は、本計画の定めるところによる。

１　水防の責務

水防法に定める水防に関係する機関及び一般住民等の水防上の責務の大綱は次のとおりである。

（１）根室市

市は、市の区域内における水防を十分に果たす責任を有するものとする。

（２）北海道（根室振興局）

ア　道は、水防管理団体が行う水防が十分に効果を発揮するよう指導に努めるものとする。

イ　知事（根室振興局長）は、気象庁長官（釧路地方気象台長）が気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認め発表する通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等にその内容を通知するものとする。

（３）居住者等の義務

根室市の区域内に居住する者又は水防の現場にある者は、水防管理者（市長）又は消防機関の長（消防長）から水防に従事することを求められたときは、これに従うものとする。

２　水防組織

第２章第２節「根室市災害対策本部等」に定める根室市災害対策本部で行うものとする。

３　気象警報等の伝達

水防活動用気象警報等を住民に伝達する場合は、第４章第１節「気象予報（注意報を含む）、警報等、並びに情報等の伝達計画」の定めによるものとする。

４　水防区域を防御するための地域分担

水防区域を防御するため、次のとおり地域分担を定める。ただし、動員数については、必要に応じ、第２章第３節「非常配備体制」により増減するものとする。

５　水防施設及び資機材

市長は、水防区域を毎年調査し、これに対応する水防工法を検討し、水防活動に必要な資機材等を備蓄するなど災害に備えるものとする。

６　水防信号

水防に用いる信号は次によるものとする。

（１）第１信号　氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

（２）第２信号　水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

（３）第３信号　当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

（4）第４信号　必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

区　分	警鐘信号	サイレン信号
第１信号	○休止　○休止　○休止	約 5秒　15秒　5秒　15秒　5秒　15秒　5秒　15秒 ○－休　止－○－休　止－○－休　止－○－休　止
第２信号	○－○－○　○－○－○	約 5秒　8秒　5秒　8秒　　5秒　8秒　5秒　8秒 ○－休　止－○－休　止－○－休　止－○－休　止
第３信号	○－○－○－○　○－○－○－○	約 10秒　5秒　10秒　5秒　10秒　5秒　10秒　5秒 ○－休　止－○－休　止－○－休　止－○－休　止
第４信号	乱打	約 1分　5秒　1分 ○－休　止－○－

（備考）

ア　信号は適宜の時間継続すること。

イ　必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。

ウ　危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

7　水防活動

（1）巡視警戒

降雨等の状況により災害発生のおそれがある場合、市職員、消防職員、消防団員は本部長の指示により危険区域の巡視を行い、異常を発見したときは、直ちに施設の管理者に通報して必要な措置を求めるものとする。

（2）決壊等の通報

ア　堤防その他の施設が決壊した場合は、本部長は直ちに関係機関に通報するものとする。

イ　市長は堤防等が決壊した場合又は決壊のおそれがある場合は、直ちに必要と認める区域の住民に対し、立退き又はその準備を指示するものとする。

（3）水防報告

河川の水位等が氾濫注意水位以下に減じ、水防の必要がなくなった時、市長は関係機関に通知し、かつその旨を一般住民に周知し、水防活動が終了したときは速やかに記録を整理し、北海道水防計画に基づき水防活動実施報告書を根室振興局長に提出するものとする。

水防地域分担一覧

令和４年４月現在

番号	地区名	本部担当班	消防団担当分団	住民組織	備考
1	根室別川	上下水道施設班	消防団第１分団	汐見町会	随時消防署員を派遣
2	ハッタリ川	都市整備班	消防団第２分団	西浜町会	〃
3	十勝釧路沿岸長節	水産港湾班	消防団第４分団	長節町会	〃
4	十勝釧路沿岸花咲港	水産港湾班	消防団第３分団	花咲港第一町会	〃
5	十勝釧路沿岸落石	水産港湾班	消防団第５分団	落石西町会	〃
6	十勝釧路沿岸昆布盛	水産港湾班	消防団第５分団	昆布盛町会	〃
7	十勝釧路沿岸浜松	水産港湾班	消防団第５分団	浜松町会	〃
8	根室沿岸 根室港	水産港湾班 上下水道施設班	消防団第２分団	弥生町会 緑町会 平内町会	〃
9	根室沿岸温根沼	水産港湾班	消防団第４分団	温根沼町会	〃
10	根室沿岸幌茂尻	水産港湾班	消防団第４分団	幌茂尻町会	〃
11	根室沿岸西浜町	水産港湾班	消防団第２分団	西浜町会	〃

番号	地区名	本部担当班	消防団担当分団	住民組織	備考
12	根室沿岸 槍昔	水産港湾班	消防団第６分団		随時消防署員を派遣
13	根室沿岸 東梅	水産港湾班	消防団第４分団	東梅町会	〃
14	十勝釧路沿岸 歯舞	水産港湾班	消防団第８分団	歯舞第五町会	〃
15	十勝釧路沿岸 珸瑤瑁	水産港湾班	消防団第９分団	珸瑤瑁第一町会 珸瑤瑁第二町会	〃
16	根室沿岸 温根元	水産港湾班	消防団第９分団	温根元第二町会	〃
17	根室沿岸 牧の内	水産港湾班	消防団第１分団	牧の内町会	〃
18	十勝釧路沿岸 桂木	水産港湾班	消防団第１分団	桂木町会	〃
19	十勝釧路沿岸 友知	水産港湾班	消防団第７分団	友知第一町会 友知第二町会	〃
20	十勝釧路沿岸 双沖	水産港湾班	消防団第７分団	双沖第一町会	〃
21	根室沿岸 春国岱	水産港湾班	消防団第４分団		〃

水防資機材一覧

令和４年６月現在

所管	主要資材						主要機材																								
	袋類		丸太		なわ	鉄線	掛矢	のこ	おの	スコップ	かま	つるはし	照明灯	鉄線切り	くわ	ペンチ	ロープ	胴付ゴム長靴	なた	懐中電灯	特長靴	かっぱ	ヘルメット	ハンマー	チェンソー	リヤカー	一輪車	排水ポンプ	発電機	ビニールシート	ドライスーツ
	麻袋（枚）	ビニール袋（枚）	12m以下1m以上（本）	2m以上（本）	（kg）	（kg）	（T）	（T）	（T）	（T）	（T）	（T）	（基）	（T）	（T）	（T）	（基）	（足）	（T）	（本）	（足）	（着）	（個）	（個）	（台）	（台）	（台）	（台）	（枚）	（枚）	（式）
釧路開発建設部根室道路事務所		0					0	3		20	3	2	2		4				1	25								1	4	50	
釧路総合振興局釧路建設管理部根室出張所		400				5	2	4		22		4		3		5	2	3	2	7			9				1			4	
根室振興局	2,000	10,000	200	100		5	28	30	30	99	58	20	3	17			2	10		9			76	20			5		4	20	
根室市消防本部（署）		295					6	11	19	67	2	2	10	1		9	2	21		16		38	7	7	5		3	1	14	32	16
根室市消防署厚床消防分遣所							1	1	2	6		1	1							2					1				2	1	
根室市消防署落石消防団員詰所							1	1	2	8		1	1							1				1					1	1	
根室市消防署花咲港消防分遣所							1	1	1	6	1	1	1							4	5	1							2	1	
根室市消防署歯舞消防分遣所							1	1	2	4		1	1							4		1		1					1	1	
根室市役所		7,200			2	8	2	5	3	50	7	10	1	4	10	5	1	14	4	8		12	14	8	4		2	4	5	6	

一般防災計画編
第４章　災害応急対策計画

第６節　避難対策計画

災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、本計画の定めるところによる。

１　避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、崖崩れ、地震、火山噴火、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるときは、市長等避難実施責任者は、次により避難指示等を発令する。

特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する必要がある。

なお、避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

（１）市長（基本法第60条）

ア　市長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。

（ア）避難のための立退きの指示

（イ）必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

（ウ）緊急安全確保の指示

イ　市長は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。

ウ　市長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに北海道知事（根室振興局長）に報告する（これらの指示を解除した場合も同様とする）。

エ　市長から委任を受けた消防吏員

災害の危険がある場合に、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

（２）　水防管理者（水防法第29条）

ア　水防管理者（市長）は、洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

イ　水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を根室振興局長に速やかに報告するとともに、釧路方面根室警察署長にその旨を通知する。

（３）知事又はその命を受けた道職員（基本法第60条、第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

ア　知事（根室振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは高潮の氾濫若しくは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のための

立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。

また、知事（根室振興局長）は洪水、高潮、地滑り以外の災害の場合においても、市長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の受入れ等については市長に委任する。

イ　知事は、災害発生により市長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示に関する措置ができない場合は市長に代わって実施する。

ウ　根室振興局長は、市長から避難指示、立退先の指示及び避難所の開設等について報告を受けた場合は、市長と情報の交換に努めるとともに、速やかに知事にその内容を報告しなければならない。

また、市長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、関係機関に協力要請する。

（4）警察官又は海上保安官（基本法第 61 条、警察官職務執行法第４条）

ア　警察官又は海上保安官は、（1）のイにより市長から要求があったとき、又は市長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。

その場合、直ちに、その旨を市長に通知するものとする。

イ　警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

（5）自衛隊（自衛隊法第 94 条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。

ア　住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第４条）

イ　他人の土地等への立入（警察官職務執行法第６条第１項）

ウ　警戒区域の設定等（基本法第 63 条第３項）

エ　他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第 64 条第８項）

オ　住民等への応急措置業務従事命令（基本法第 65 条第３項）

2　避難措置における連絡、助言、協力及び援助

（1）連絡

市、道（根室振興局）、北海道警察本部（根室警察署）及び第一管区海上保安部（根室海上保安部）及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合は、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

（2）助言

ア　市

市は、避難のための立退き緊急安全確保の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している釧路地方気象台や国、道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

市は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホ

ットラインを構築するなど、災害時における連絡体制を整備するよう努める。

さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

イ　国や道の関係機関

市から助言を求められた国や道の関係機関は、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、道は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。

また、国や道の関係機関は、その所掌する事務に関する助言を行うものとする。

なお、国及び道は、市長による水害時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

（３）協力、援助

ア　北海道警察（根室警察署）

市長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な助言と協力を行うものとする。

イ　根室海上保安部

避難指示等が発せられた場合において、必要に応じ又は要請に基づき避難者等の緊急輸送を行う。

３　避難情報等の発令基準

避難情報等の発令基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難情報を発令するものとする。

区分	土砂	高潮	津波
危険区域	土砂災害警戒区域	高潮浸水想定区域	津波災害警戒区域
警戒レベル２ 注意喚起	○大雨警報（浸水害）が発表された場合 ○大雨警報（浸水害）が夜間～翌日早朝までに発表される見込みがある場合	○高潮注意報の発表において、夜間から翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合（夕刻時点で注意喚起） ○高潮警報（警戒レベル４相当情報［高潮］）が発表された場合	○津波注意報が発表された場合
警戒レベル３ 高齢者等避難	○大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報［土砂災害］）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報［土砂災害］）となった場合 ○数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ○警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間か	○高潮注意報の発表において、夜間から翌日早朝までに警報に切り替える可能性があり、潮位が警報基準を大きく超える見込みがある場合（夕刻時点で発令） ○警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過し、潮位が警報基準を大きく超える見込みがある場合（夕刻時点で発令） ○「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報	○遠地地震により津波警報以上の発表が見込まれる場合

	ら翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）	や気象庁の記者会見等により周知された場合	
警戒レベル４ 避難指示	○土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）が発表された場合 ○土砂災害の危険度分布で「非常に危険（紫）」（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）となった場合 ○警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ○警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ○土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合 ※夜間・未明であっても、発令基準例１～２又は５に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル４避難指示を発令する。	○高潮警報（警戒レベル４相当情報［高潮］）が発表され、潮位が警報基準を大きく超える見込みがある場合 ○高潮特別警報（警戒レベル４相当情報［高潮］）が発表された場合 ○警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間から翌日早朝までに警報に切り替える可能性があり、潮位が警報基準を大きく超える見込みがある場合など）（夕刻時点で発令）	○津波警報・大津波警報が発表された場合 ○遠地地震により津波警報以上の発表が見込まれる場合
警戒レベル５ 緊急安全確保	○大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ○土砂災害の発生が確認された場合	（災害が切迫） ○水門、陸閘等の異常が確認された場合 （災害発生を確認） ○海岸堤防等が倒壊した場合 ○異常な越波・越流が発生した場合	

※津波については、警戒レベルは付さない。

※詳細は、資料編の「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」を参照

４　避難指示等の周知

市長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、市防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生（児童）委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

（１）避難指示等の理由及び内容
（２）避難場所及び経路
（３）火災、盗難の予防措置等
（４）携帯品等その他の注意事項

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報（避難情報等）
警戒レベル５	・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	・緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない。
警戒レベル４	・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	・避難指示
警戒レベル３	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	・高齢者等避難
警戒レベル２	・避難に備え自らの避難行動を確認する。	・大雨注意報 ・洪水注意報 ・高潮注意報
警戒レベル１	・災害への心構えを高める。	・早期注意情報

５　避難方法

（１）避難誘導

避難の誘導は、市職員（市民生活対策部市民環境班）、消防職員、消防団員及び警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

市は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

また、市職員、消防職員、消防団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努めるものとする。

（2）移送の方法

ア　避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、協定を締結した運送事業者等と連携し、市において車両、船艇等によって移送する。

イ　市は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道に対し、応援を求める。

ウ　道は、前記要請を受けた時は、関係機関に対する要請や協定を締結した運送事業者等との連携により被災者の移送について必要な措置を行う。

エ　また、道は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人・場所・期日を示して、被災者の運送を要請する。運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく要請に応じないときは、被災者保護の実施の必要性に鑑み、当該機関に対し、被災者の運送を行うべきことを指示する。

6　避難行動要支援者の避難行動支援

（1）市の対策

ア　避難行動要支援者の避難支援

市長は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者や個別避難計画が作成されていない者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生（児童）委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

イ　避難行動要支援者の安否確認

市は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

ウ　避難場所以降の避難行動要支援者への対応

市は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた地域防災計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、地域防災計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

（ア）指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動

（イ）病院への移送

（ウ）施設等への緊急入所

エ　応急仮設住宅への優先的入居

市は、応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

オ　在宅者への支援

市は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

カ　応援の要請

市は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

（2）道の対策

道は、市における要配慮者対策及び社会福祉施設等の状況を的確に把握し、各種の情報の提供、応援要員の派遣、国、他の都府県、市町村への応援要請等、広域的な観点から支援に努める。

また、災害時に市において福祉避難所を開設した場合、市の要請に応じて、必要な人材の派遣に努める。

7　避難路及び避難場所の安全確保

住民等の避難にあたっては、市職員、消防職員・消防団、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行うものとする。

8　被災者の受入れ及び生活環境の整備

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな指定避難所の供与及び指定避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、指定避難所に滞在する被災者、やむ得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9　指定緊急避難場所の開設

市は、災害時は、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

１０　指定避難所の開設

（1）市は、災害時は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。

また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

（2）市は、指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するように努めるものとする。特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。

（3）市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

（4）市は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと

見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

（5）市は、著しく異常かつ甚大な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第 17 条の規定の適用除外措置があることに留意する。

（6）市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

（7）避難所において収容人数を超過することがないよう、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。

（8）市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

１１　待避所の開設

市は、災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがあるときは、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて待避所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

１２　指定避難所の運営管理等

（1）市は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会及び避難所運営について専門性を有した NPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

（2）市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。

なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力に努めるものとする。

（3）市は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。

（4）市は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

（5）市は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、市や道、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応

じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（６）市は、必要に応じ、避難所におけるペットのためのスペースの確保に努めるものとし、道においては、避難所におけるペットのためのスペースの確保についての指針を示すなど、市に対する助言・支援に努めるものとする。なお、ペットのためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。

また、市は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

（７）市は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

（８）市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

（９）市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

⑽ 市及び道は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

特に要配慮者等へは、「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」（北海道）を活用するなど良好な生活環境に努めるものとする。

⑾ 根室警察署は、避難期間等にかんがみて必要に応じ、避難所等を巡回し、相談及び要望等の把握に努めるものとする。

⑿ 市及び道は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

⒀ 市は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。

また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。

なお、道は、市に対する助言・支援に努めるものとする。

⒁ 市は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達の他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。

なお、道は、市に対する助言・支援に努めるものとする。

(15) 市は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(16) 市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。

(17) 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

１３　広域避難

（1）広域避難の協議等

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行うことができるものとする。

（2）道内における広域避難

市は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

（3）道外への広域避難

ア　市は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。

イ　道は、市から協議の求めがあった場合、他の都府県と協議を行うものとする。

ウ　道は、市から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数，施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。

エ　市は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、（1）によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

（4）避難者の受け入れ

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

（5）関係機関の連携

ア　市、道、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

イ　道及び関係機関は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

１４　広域一時滞在

（1）道内における広域一時滞在

ア　災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認められる場合は、道内の他の市町村長（以下、「協議先市町村長」という。）

に被災住民の受け入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

イ　道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、市長は、あらかじめ根室振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

ウ　市長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに、知事に報告する。

エ　市長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。

オ　市長は、道内広域一時滞在の協議を受けた場合、被災者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定避難所を提供し、被災者を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、直ちに指定避難所の管理者等の被災者への支援に関係する機関に通知するとともに、速やかに、協議元市町村長に通知する。

なお、市長は必要に応じて、知事に助言を求める。

カ　市長は、協議元市町村長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を指定避難所の管理者等の被災者への支援に関係する機関に通知する。

キ　市長は、広域一時滞在による避難元又は避難先の市町村と被災者に関する情報を共有するなど連携を図る。

（２）広域一時滞在避難者への対応

市は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難先の市町村との連携に配慮する。

（３）内閣総理大臣による協議等の代行

内閣総理大臣は、災害の発生により市及び道が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在又は道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、市長又は知事の実施すべき措置を代わって実施するが、市又は知事が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに市長又は知事との事務の引き継ぎが行われるものとする。

第７節　応急措置実施計画

市の区域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、関係法令及び本計画の定めるところにより、市長、消防長及び防災に関係のある施設の管理者は所要の措置を講じ、また市長は必要により道及び他の市町村、関係機関等の協力を求め応急措置を実施する。

１　応急措置の実施責任者

法令上実施責任者として定められている者は、次のとおりである。

（１）北海道知事　(基本法第 70 条)
（２）警察官又は海上保安官　(基本法第 63 条第 2 項)
（３）災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官　(基本法第 63 条第 3 項)
（４）指定行政機関の長、指定地方行政機関の長　(基本法第 77 条)
（５）指定公共機関の長及び、指定地方公共機関の長　(基本法第 80 条)
（６）市長、市の委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等　(基本法第 62 条)
（７）水防管理者、消防機関の長等　(水防法第 17 条及び 21 条)
（８）消防長又は消防署長等　(消防法第 29 条)

２　市の実施する応急措置

（１）応急公用負担の実施（基本法第 64 条第１項）

市長は、本市の地域に係る災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本市区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し又は土石、竹林その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

なお、この場合においては、災害対策基本法施行令第24条及び基本法第 82 条の規定に基づき次の措置をとらなければならない。

ア　応急公用負担に係る手続

市長は、当該土地、建物その他の工作物（以下「工作物」という。）を一時使用し又は土石、竹林その他の物件（以下「物件」という。）を使用し、若しくは収用したときは、速やかに工作物及び物件の占有者、所有者、その他当該工作物又は物件について権原を有する者（以下「占有者等」という。）に対し、次の事項を通知するものとする。

この場合において、当該工作物及び物件の占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その通知事項を根室市公告式条例（昭和 35 年条例根室市第 39 号以下「公告式条例」という。）を準用して、市役所前の掲示場に掲示する等の措置をしなければならない。

(ア) 名称又は種類
(イ) 形状及び数量
(ウ) 所在した場所
(エ) 処分の期間又は期日
(オ) その他必要な事項

イ　損失補償

市は当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

（２）災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第 64 条第２項）

市長は、本市の地域に係る災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができる。

なお、この場合において工作物等を除去したときは、市長は当該工作物等を保管しなければならない。保管したときは基本法第 64 条第 3 項及び第 6 項の規定に基づき、それぞれ次の措置をとらなければならない。

ア　市長は、当該工作物等の占有者等に対し、当該工作物等を返還するため、次に掲げる事項及び方法により公告しなければならない。

（ア）工作物等を保管した場合の公示事項

a　保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量

b　保管した工作物等の所在した場所及びその工作物等を除去した日時

c　その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

d　その他保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

（イ）工作物等を保管した場合の公示の方法

公示するにあたっては、次の定める方法によるほか、公告式条例を準用して行う。

a　公示は、保管を始めた日から起算して 14 日間、市役所の掲示場に掲示すること。

b　公示の期間が満了しても、なおその工作物等の占有者、所有者、その他工作物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を市の広報紙又は新聞紙に掲載すること。

c　前２号の方法による公示を行うとともに保管工作物等一覧簿を本市危機管理課に備付け、かつこれをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

イ　市長は、保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要する時は、次に掲げる手続きにより当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

（ア）保管した工作物等の売却は、競争入札に付さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては随意契約により売却することができる。

a　速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある工作物等

b　競争入札に付しても入札者がない工作物等

c　前２号に掲げるもののほか、競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等

（イ）競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なとも５日前までに工作物等の名称又は種類、形状、数量その他必要な事項を公示しなければならない。

（ウ）競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく 3 人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に工作物等の名称又は種類、形状、数量その他必要な事項をあらかじめ通知しなければならない。

（エ）随意契約とするときは、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。

ウ　工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については行政代執行法（昭和23年法律第43条）第５条及び第６条の規定を準用する。

エ　公示の日から起算して６ヶ月を経過してもなお保管した工作物等を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は本市に帰属する。

（３）他の市町村長等に対する応援の要求等（基本法第67条）

ア　市長は、本市の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援を求めることができる。

この場合において、応援を求められた市町村長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

イ　前号の応援に従事する者は、応急措置の実施について、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

ウ　災害時における他市町村との応援体制については、相互に応援協力して防災活動を速やかに行えるよう応援協定の締結を推進するものとする。

（４）北海道知事に対する応援の要求等（基本法第68条第１項）

市長は本市地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道知事に対し応援を求め又は応急措置の実施を要請することができる。

（５）住民等に対する緊急従事指示等

ア　市長は本市の地域に係る災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本市区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

（基本法第65条第１項）

イ　市長及び消防長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本市区域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。（水防法第17条）

ウ　消防吏員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。（消防法第29条第５項）

エ　救急隊員は緊急の必要があるときは、事故の現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。（消防法第35条の７第１項）

オ　市長は、前４号により本市区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。（基本法第84条第１項）

３　警戒区域の設置

（１）市（基本法第63条第１項）

市長及びその委任を受けた職員は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

（２）消防吏員又は消防団員（消防法第28条、第36条）

火災又は水災を除く他の災害現場においては、消防吏員又は消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事

者その他総務省令で定める者意外のものに対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

（３）水防団長、水防団員又は消防機関に属する者（水防法第 21 条）

水防上緊急の必要がある場合においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域の立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

（４）警察官又は海上保安官（基本法第 63 条、地方自治法第 153 条、消防法第 28 条・第 36 条、水防法第 21 条）

ア　警察官又は海上保安官は、市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

その場合、直ちに警戒区域を設定した旨を市長に通知することとする。

イ　警察官は、火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物又は船舶の関係者、居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官はこれを援助することとする。

ウ　警察官は、水防上緊急の必要がある場合において、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

（５）災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第 63 条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知することとする。

４　市の実施する応急措置の代行（基本法第 73 条、第 78 条の 2）

（１）北海道

知事（根室振興局長）は、災害が発生した場合、当該災害により市が実施する次に掲げる事項に関する事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長の実施する応急措置の全部又は一部を、市長に代わって実施するものとする。

ア　警戒区域の設定（基本法第 63 条第 1 項）

イ　応急公用負担の実施（基本法第 64 条第 1 項）

ウ　災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第 64 条第 2 項）

エ　応急措置を実施するため、当該区域内住民及び現場にある者の従事命令の実施（基本法第 65 条第 1 項）

（２）指定地方行政機関

指定地方行政機関の長は、災害が発生した場合、当該災害により市及び道がその全部又は大部分の事務

を行うことができなくなったときは、市長が実施する応急措置の全部又は一部を、当該市長に代わって実施しなければならない。

ア　応急公用負担の実施（基本法第 64 条第 1 項）

イ　災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第 64 条第 2 項）

ウ　応急措置を実施するため、当該区域内住民及び現場にある者の従事命令の実施（基本法第 65 条第 1 項）

第８節　自衛隊災害派遣要請計画

災害時における自衛隊の災害派遣要請については、本計画の定めるところによる。

１　災害派遣要請基準

自衛隊の災害派遣要請を要求するにあたっては、人命救助及び財産の保護のため行うものとし、その基準はおおむね次のとおりとする。

（１）人命救助のための応援を必要とするとき。
（２）水害、高潮等の災害又は災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。
（３）大規模な災害が発生し、被害状況の把握が困難なとき又は応急措置のための応援を必要とするとき。
（４）救助物資の輸送のために応援を必要とするとき。
（５）主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。
（６）応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援などの応援を必要とするとき。

２　災害派遣要請の手続き等

（１）要請要求方法

自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、次の事項を明らかにした文書（様式１）をもって北海道知事（以下「知事」という。）に対し要請を要求するものとする。

この場合において、必要に応じてその旨及び災害の状況を要請先である指定部隊長に通知するものとする。

また、緊急を要する場合は口頭又は電話等で要求し、その後速やかに文書を提出するものとする。

なお、電話等はケーブル破損等により通信不可能な場合を想定し、衛星携帯電話等による連絡方法について検討し、速やかに要求できる体制づくりを確立していくものとする。

ア　災害の状況及び派遣を必要とする理由
イ　派遣を希望する期間
ウ　派遣を希望する区域及び活動内容
エ　派遣部隊が展開できる場所
オ　派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

（２）担当の対策部及び派遣要請要求

ア　自衛隊の災害派遣要請の要求は、総務対策部危機管理班が行うこととする。
イ　派遣要請は、根室振興局地域創生部地域政策課（電話 24-4799）を経由し、知事へ要求するものとする。

（３）緊急を要する場合の災害派遣要請方法

市長は、人命の緊急救助に関し、知事に要請を要求するいとまがないとき又は通信の途絶等により知事と指定部隊との連絡が不能である場合等については、別表１の部隊に通報できるものとする。ただし、この場合においても、その後速やかに知事に連絡し、所定の方法により文書を提出するものとする。

３　災害派遣部隊の受入れ態勢

（１）受入れ準備の確立

知事から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

ア　資機材等の保管場所の準備

派遣部隊の車両、機材等の保管場所の準備、その他受入れのための措置及び準備をするものとする。

イ　連絡員の指名

本部長は、現地責任者を指名し、自衛隊現地指揮官との協議、決定、連絡にあたらせる。

ウ　作業計画の準備

担当部班は、受入れのため次の事項に関し計画をたて、派遣部隊の活動が速やかに開始されるよう必要な措置及び準備をするものとする。

（ア）応援を求める作業の内容

（イ）機材等の確保

（ウ）派遣部隊の車両及び機材等の保管場所の準備

（エ）派遣部隊の待機・展開場所（別表 2）、指揮所

（２）派遣部隊到着後の措置

ア　派遣部隊との作業計画の協議

担当部班は、派遣部隊が到着した場合は、派遣部隊を目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとるものとする。

イ　知事への報告

総務対策部危機管理班は、派遣部隊到着後又は必要に応じて、次の事項を知事に報告する。

（ア）派遣部隊の長の官職氏名

（イ）隊員数

（ウ）到着日時

（エ）従事している作業内容及び進捗状況

（オ）その他参考となる事項

４　経費負担等

（１）次の費用は、派遣部隊の受入側（市）において負担する。

ア　資材費及び機器借上料

イ　電話料及びその施設費

ウ　電気料・水道料

エ　汲取量

（２）その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議のうえ定めるものとする。

５　連携強化等

（１）連絡体制の確立

市長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。

（２）連絡調整

市長は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、派遣部隊等の長と緊密な連絡調整を行うものとする。

（３）連携の強化

市長は、平常時から自衛隊と共同の防災訓練を実施するなど、密接な連携強化に努めることとする。

６　自主派遣

自衛隊は、自衛隊法第83条第２項ただし書に基づき、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし、特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合は、自主的に部隊等を派遣する。

この場合、できる限り早急に知事等との連絡を確保し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

なお、自衛隊が自主的に災害派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

（１）関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

（２）知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

（３）海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

（４）その他災害に際し、上記（１）～（３）に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないとき。

７　派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、速やかに文書（様式２）をもって知事に対し、撤収要請を要求するものとする。

ただし、文書による報告が日時を要するときは、口頭又は電話で要求し、その後速やかに文書を提出するものとする。

別表１

緊急を要する場合の連絡先

部隊名	連絡担当部課等	所在地	電話番号
陸上自衛隊 第５旅団第27普通科連隊	第３科	釧路郡釧路町字別保112	（緊急時優先） 0154-40-2013 ㊥262
航空自衛隊第26警戒隊	総括班運用訓練係	根室市光洋町４－15	24-8004

別表２

派遣部隊の待機・展開場所

名称	所在地	管理者（所管課）	電話番号
明治公園	根室市牧の内	根室市長（都市整備課）	23-6111

（様式1）

第　　号
年　　月　　日

北 海 道 知 事　　様

根室市長　　印

自衛隊災害派遣要請について

このことについて、次により自衛隊の災害派遣要請を要求します。

災害の状況及び派遣を必要とする事由	
派遣を希望する期間	自.　　年　　月　　日 至.　　災害応急対策の実施が終了するまでの間
派遣を希望する区域	
活動内容	
派遣部隊との連絡方法その他参考事項	

※　ヘリコプターに災害対策従事者、救急患者等が搭乗する場合、搭乗者の職、氏名、年齢、続柄を記入のこと

(様式2)

第　　号
年　　月　　日

北 海 道 知 事　　様

根室市長　　印

自衛隊災害派遣について

年　　月　　日付第　　号で要請を要求した災害派遣については、所期の目的を達成したので、次の日時をもって撤収を要請願います。

記

１．派遣を必要とした事由

２．撤　　収　　日　　時　　年　　月　　日　　時　　分

第９節　広域応援・受援計画

大規模災害発生時など、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、本計画の定めるところによる。

１　防災相互応援体制の確立

（1）市長は、大規模災害が発生し、市単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、道や他の市町村に応援を要請する。

（2）ほかの市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村等の応援の受け入れ態勢を確立しておく。

２　応援出動態勢

（1）要請者

災害時または災害復旧の応援出動要請は市長（本部長）が行う。

（2）災害対策または災害復旧

現場において、道及び他の市町村に応援のため職員の派遣を要請する必要が生じた場合は、各班長は本部事務局長を通じて、市長（本部長）に協議するものとする。

（3）応援隊の活動状況の把握

応援隊の活動についての対応は、直接関係する班が当たるものとする。

関係班長は、応援の日数及び宿舎、食料確保等などについて危機管理班長に報告することとし、危機管理班長は、応援活動の状況を把握しておくものとする。

３　消防相互応援体制の確立

（1）市長は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請する。

また、必要に応じ、市長を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都道府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

（2）他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。

（3）緊急消防援助隊を充実強化するとともに実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

第１０節　ヘリコプター等活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、本計画の定めるところによる。

１　基本方針

市内において災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

２　ヘリコプター等の活動内容

（１）災害応急対策活動

ア　被災状況調査などの情報収集活動

イ　救難物資、人員、資機材等の搬送

（２）救急・救助活動

ア　傷病者、医師等の搬送

イ　被災者の救助・救出

（３）火災防御活動

ア　空中消火

イ　消火資機材、人員等の搬送

（４）その他

ヘリコプター等の活用が有効と認められる場合。

３　市の対応等

市長は、ヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策を講じる。

（１）離着陸の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所または災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。

（２）安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講じる。

（３）ヘリコプター発着可能地点

ア　ヘリコプター着陸可能地点の選定条件

災害時等の緊急を要する場合は、別紙の条件を満たすヘリコプターの緊急離着陸場を確保するものとする。

イ　ヘリコプター着陸可能地点は次のとおりである。

所在地	名　　称	着陸場所の面積	電話番号
光洋町４－１５	航空自衛隊根室分屯基地	１，５７５㎡	２４－８００４
牧の内１４６	根室市青少年センター（総合グラウンド）	１９，７５８㎡	２３－５９８２

ウ　防災ヘリポートの設置

市は、災害時において物資輸送や緊急を要する患者搬送などを迅速確実に実施するため、ヘリポートを次のとおり設置する。

所在地	名　　称	着陸場所の面積	電話番号
東和田４９－４	根室市防災ヘリポート	２，２４０㎡	２４－３１６４ （市消防本部）

４　北海道消防防災ヘリコプターの応援要請

（１）応援要請の要件

市長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」の定めるところにより、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき知事に対し要請するものとする。

ア　市の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合

イ　災害が近隣市町村に拡大し又は影響を与えるおそれのある場合

ウ　その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

（２）要請方法

知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話等により次の事項を明らかにするものとする。ただし、救急患者の緊急搬送に係る要請については、（４）の要請手続をとる。

ア　災害の種類

イ　災害発生の日時及び場所並びに災害の状況

ウ　災害現場の気象状況

エ　災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法

オ　消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制

カ　応援に要する資機材の品目及び数量

キ　その他必要な事項

（３）要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

〒００７－０８８０　札幌市東区丘珠町７７５番地１１

ＴＥＬ　０１１－７８２－３２３３

ＦＡＸ　０１１－７８２－３２３４

北海道防災行政無線　６－２１０－３９－８９７、８９８

（４）緊急病院等の緊急搬送手続等

ア　依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けた場合または生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき行うものとする。

（ア）航空室へは消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後根室振興局及び根室警察署にその旨を連絡する。

（イ）要請は電話等により行うとともに、ＦＡＸにより救急患者の緊急搬送情報伝達票を提出する。

イ　依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行う。

ウ　ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車等の手配を行う。

エ　航空室からの運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡する。

別紙

ヘリコプター着陸可能地選定条件

１　着陸帯

（１）直径 25mの円又はこれに相当する方形の平坦な地積で、その周囲約１／８以上傾斜面上に障害物がないこと。ただし、この条件を満足できないときは、すくなくとも相対する２方向（なるべく恒風方向）において、この条件を満足させなければならない。

参考：距離と障害物の高さは次のとおり

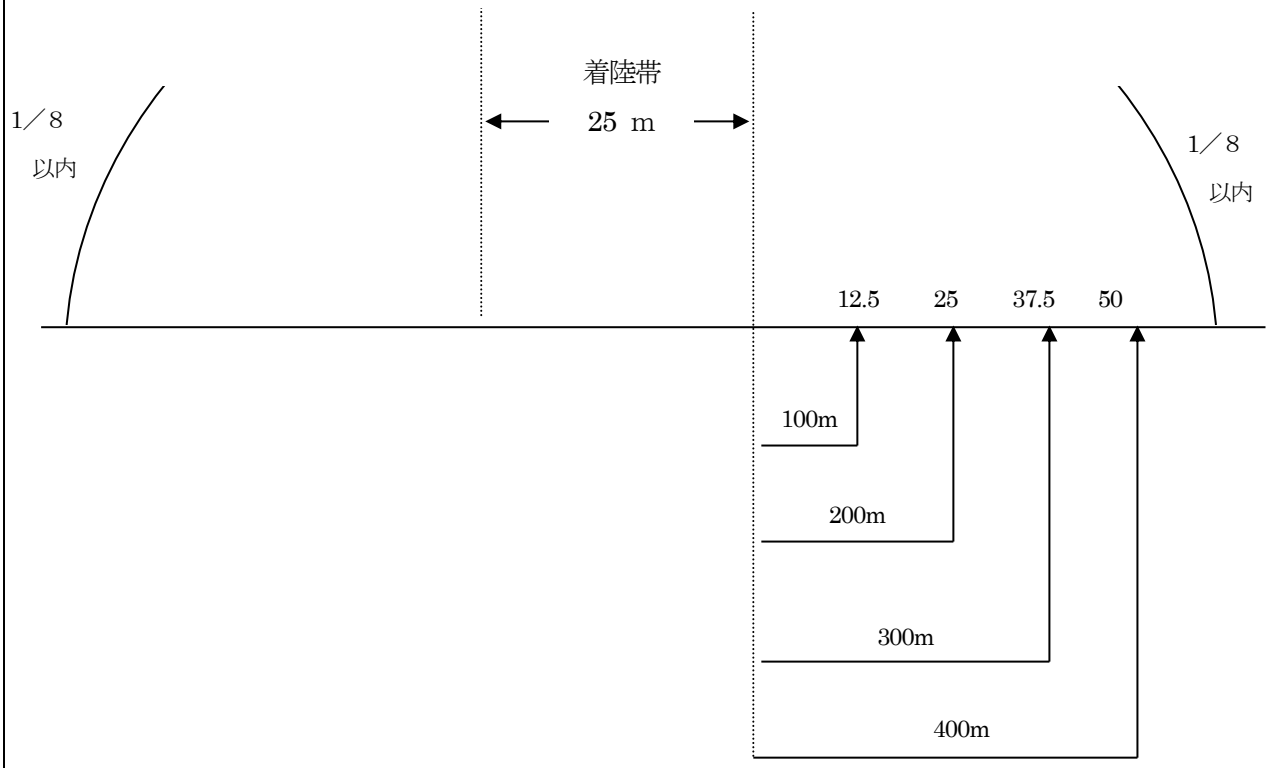

（２）地表面

ア　舗装された場所が最も望ましい。

イ　グラウンド等の場合、板、とたん、砂塵等が巻き上がらないよう処理すること。（地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため十分な散水を行う。）

ウ　草地の場合は硬質低草地であること。

２　着陸点

着陸帯のほぼ中央に石灰等で直径 10mの正円を画き、中央に「H」と記す。

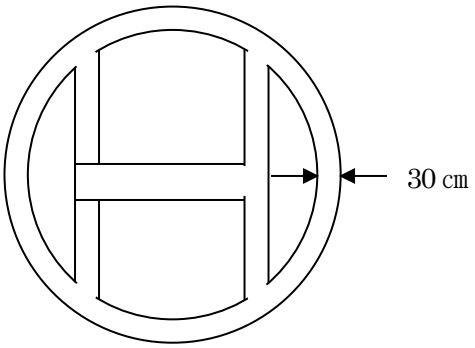

３　着陸帯付近（着陸点中央からなるべく離れた地点で地形、施設等による風の影響の少ない場所）に吹流し、または旗をたてる。

（１）布製

（２）風速 25m／秒程度に耐えられる強度

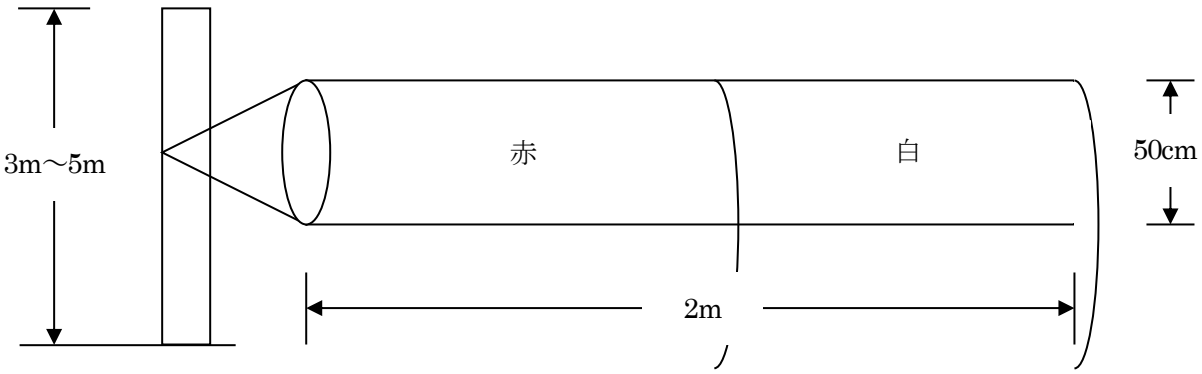

４　救急車等、車両の出入が円滑に行える場所であること。

５　電話等、通信手段の利用が可能なこと。

第１１節　救助救出計画

災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出に関する計画は、次のとおりである。

なお、市や消防をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

１　実施責任

（１）市（消防機関）

市（救助法が適用された場合を含む。）は、災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関又は日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

なお、市は警察署、消防機関等協力を得て救助救出を行うが、災害が甚大であり、救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村や北海道に応援を求めるほか、第４章第８節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、知事に自衛隊派遣要請を要求するものとする。

（２）警察署

被災地域において生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出を実施する。

（３）根室海上保安部

海上における遭難者の救助救出を実施する。

（４）北海道

道は、市を包括する基幹として、広域的総合的な調整を行うとともに、市から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。

また、市のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。

２　救助救出活動

（１）被災地域における救助救出活動

市及び北海道警察は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携の下に被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救出救護を実施する。

特に、発災当初の 72 時間は、救命・救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物資資源を優先的に配分するものとする。

（２）海上における救助救出活動

根室海上保安部は、海上災害が発生した場合、速やかに巡視船艇及び航空機により、海上における遭難者の救助活動を実施する。

（３）災害対策現地合同本部

大規模災害が発生し、被災者の救助・救出等の応急対策を迅速かつ適切に実施するため必要と認められる場合は、第３章第１節「応急活動体制」の定めるところにより、災害対策現地合同本部を設置する。

第１２節　医療及び助産計画

災害のため、その地域の医療機関の機能が失われ又は著しく不足、若しくは混乱した場合における医療及び助産の実施は、本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

（１）救助法が適用された場合は、知事が行い市長はこれを補助する。ただし、救助法第 30 条第 1 項の規定により委任された場合は市長が行う。

（２）救助法が適用されない場合は市長（健康福祉対策部保健班、医療対策部）が実施する。

２　医療及び助産の対象者及びその把握

（１）対象者

ア　医療及び助産の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者

イ　災害の発生日前後７日以内の分娩者で災害のため助産の途を失った者

（２）対象者の把握

対象者の把握は、所管の如何を問わず町会長等を通じてできる限り正確かつ迅速に把握し、本部連絡室を通じ本部長に通知する。

通知を受けた本部長は、直ちに救護に関し、医師、歯科医師及び助産師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急搬送、通信連絡の確保、医療資機材等の確保、手配等必要な措置を講ずるよう関係部、班に指示する。

３　応急救護所の設置

応急救護所は、原則として収容避難所のうち各地区ごとに中学校を指定するが、必要に応じて他の公共施設を使用する。（別表１）

４　医師会に対する出動要請

（１）市長は、災害の規模等により応急医療の必要があるときは、社団法人根室市外三郡医師会、社団法人釧路歯科医師会に対して出動要請を行う。

なお、出動要請については、両医師会との協定に基づき出動要請を行う。

ア　要請する場合には、次の事項を通知する。

（ア）災害発生の日時、場所、原因及び状況

（イ）出動の時期及び場所

（ウ）出動を要する人員及び資機材

（エ）その他必要な事項

「災害時の医療救護活動に関する協定」	平成８年７月１６日締結
「災害時の歯科医療救護活動に関する協定」	平成１４年３月１８日締結

５　救護班の編成

市長は、災害により医療を必要とする場合は、医療対策部を主体に応急医療に当たる。医療対策部の編成が困難な場合又はその診療能力を越える場合等においては、社団法人根室市外三郡医師会長並びに社団法人釧路歯科医師会長に救護班の編成及び派遣を要請し、応急医療に当たる。

救護班の編成基準は、社団法人根室市外三郡医師会長並びに社団法人釧路歯科医師会長の定めるところによる。

６　医薬品の確保・供給

健康福祉対策部保健班は、医療、歯科医療並びに助産の実施に必要な医薬品及び衛生機材を確保し、速やかに医療機関、救護所へ医薬品等の供給を実施する。

７　患者の移送

傷病患者の移送は、現地での応急措置の後、救急告示病院又は最寄りの病院に移送する。

８　関係機関の応援

市長は、災害規模等必要に応じ、知事（根室振興局長）に対し次の関係機関の応援要請を行う。

（１）救護班の支援（日赤救護班等）

（２）患者移送（自衛隊）

９　医療機関等の状況

（１）医療機関（別表２－１、２－２）

（２）助産機関（別表３）

（３）医療薬品取扱機関（別表４）

１０　費用の限度及び期間

救助法の基準による

１１　救護班の活動状況等の記録

救護班の活動状況等について次により記録しておかなければならない。

（１）救護班活動状況（様式１）

（２）病院診療所医療実施状況（様式２）

（３）助産台帳（様式３）

別表１

応急救護所指定施設

令和５年６月現在

施　設　名	所　在　地	電話番号	備　　考
光　洋　中　学　校	根室市光洋町２の12	２４－３２０５	
柏　陵　中　学　校	〃　西浜町４の１	２４－３２６５	
落　石　中　学　校	〃　落石東180	２７－２１３４	
厚　床　中　学　校	〃　厚床１の218の１	２６－２３１４	
海　星　学　校	〃　西和田219	２５－３７２４	
歯　舞　学　園	〃　歯舞３の178	２８－２０１０	

別表２－１

医　療　機　関　一　覧

【医科】　　令和４年６月現在

名　称	診療科目	所　在　地	ベッド数	電話番号	備　考
市立根室病院	内、小、外、整形、皮、泌、産婦、眼、耳鼻、リハ、放、麻、脳外、心、循、呼、消	根室市有磯町 1-2	135	24－3201	災害拠点病院
根室市立歯舞診療所	内	〃　歯舞 4-40	0	28－2014	
根室共立病院	内、精、神、循	〃　花園町 4-1	114	24－4736	
道東勤医協ねむろ医院	内	〃　曙町 3-3	0	22－2563	
トキワ医院	内、整形、外、リハ	〃　常盤町 2-4	0	24－3221	
江村精神科内科病院	内、精、神	〃　有磯町 2-25	101	22－2811	
医療法人社団岡田医院	内、放、小、胃	〃　花咲町 2-13	0	24－2651	
医療法人社団渓流会根室眼科クリニック	眼	〃　大正町 1-32-3	0	24－1111	

【その他】　　令和４年６月現在

名　称	所　在　地	電話番号	備　考
柳澤整骨院明治町	〃　明治町 1-35	24－9238	
菅野整骨院	〃　敷島町 2-64-1	23－3093	
斉藤整骨鍼灸院	〃　光洋町 2-34	27－1991	
ねむろ駅前整骨院	〃　清隆町 3-4	27－7963	

別表２－２

【歯科】 **令和４年６月**現在

名　　称	所　在　地	電話番号	備　　考
根室市立厚床歯科診療所	根室市厚床 2-222-1	26－2249	
根室市立歯舞歯科診療所	〃　歯舞 4-40-2	28－3057	
医療法人社団宣真会 福井歯科医院	〃　緑町 3-33	23－4695	
医療法人社団洸沙会 名古屋歯科医院	〃　光和町 1-13	24－5758	
坂巻歯科医院	〃　北斗町 3-11	24－0081	
医療法人社団豊成会 根室第一歯科医院	〃　大正町 2-12-2	22－2166	
医療法人社団洸沙会 アークデンタルクリニック	〃　宝林町 4-229	23－2001	
医療法人社団 照井歯科医院	〃　明治町 1-2-6	24－0123	
山口歯科診療室	〃　松ヶ枝町 2-24	24－1262	

別表３

助　産　機　関

【病　院】 **令和４年６月現在**

医療機関	所　在　地	電話番号	備　　考
市立根室病院	根室市有磯町１－２	24－3201	

別表４

医 療 薬 品 取 扱 機 関

令和４年６月現在

店　舗　の　名　称	所　在　地	電話番号	備　　考
㈱阿部薬局	根室市緑町 2-9	23－2245	薬局
山本薬局	〃　光和町 1-1	23－5028	〃
ヤマモトファーマシー 根室調剤薬局	〃　宝町 1-66-3	24－5980	〃
アベドラッグ西浜店	〃　西浜町 3-25	23－6000	〃
ヤマモトファーマシー あさひ調剤薬局	〃　朝日町 2-23	29－2520	〃
㈱ヤマフクふくだ薬局	〃　松ヶ枝町 2-23	29－5515	〃
ヤマモトファーマシー はなぞの調剤薬局	〃　花園町 5-13	27－1832	〃
前田中央薬局	〃　歯舞 3-19	27－1288	〃
㈱ヤマモトファーマシーヤッキョク	〃　梅ケ枝町 3-19	24－3871	
ツルハドラッグ根室店	〃　宝町 1-66-2	29－2222	一般販売業
㈱ほくやく根室支店	〃　光和町 3-4-1	23－5633	卸売販売業
ミナト薬店	〃　花咲港 114	25－8618	薬種商販売業
コ ー プ ド ラ ッ ク ね む ろ 店	〃　曙町 3-5	24－1070	〃
サッポロドラッグストアー根室店	〃　大正町 1-32-2	29－3031	〃
サッポロドラッグストアー根室西浜店	〃　西浜町 8-95-1	29－6767	〃

様式１

救　護　班　活　動　状　況

○○救護班

班長：医師　氏名　　印

月　日	市（区）町村名	患者数	措置の概要	遺体検案数	修繕費	備考
		人		人	円	
計						

（注）「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

様式２

病 院 診 療 所 医 療 実 施 状 況

市町村名

診　療 機関名	患　者 氏　名	診　療 期　間	病　名	診療区分		診療報酬 点　　数		金　額	備　考
				入　院	通　院	入　院	通　院		
		月　日				点	点	円	
計　機関									

（注）「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

様式３

助　産　台　帳

市町村名

分べん者 氏　名	分べん 日　時	助産機関名	分べん 期　間	金　額	備　考
			月　日～ 月　日	円	
計					

第１３節　防疫計画

災害時における被災地の感染症の予防及び活動の実施は、本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

（１）被災地の防疫は、市長（健康福祉対策部保健班）が知事の指導・指示に基づき実施するものとする。

（２）災害による被害が甚大で、市のみで防疫の実施が不可能又は困難なときは、知事の応援を得て実施するものとする。

２　防疫班の編成

市長は、被災地における防疫活動を迅速かつ的確に実施するため、防疫班（健康福祉対策部保健班・市民生活対策部市民環境班）を編成するものとする。

３　防疫の種別と方法

（１）防疫班の消毒活動

ア　浸水家屋、下水、その他不潔場所の消毒は、被災後直ちにクレゾール又は石灰等により実施し、特に衛生害虫の発生のおそれのある場所に対しては、殺虫油剤や乳剤を散布する。

イ　指定避難所のトイレその他の不潔な場所の消毒は１日１回以上、クレゾール、オルソ剤等を用い実施する。

ウ　井戸の消毒を実施する。井戸の消毒はその水１㎥当たり 20ｃｃの次亜塩素酸ソーダ溶液（10%）を投入し、十分撹拌した後２時間以上放置させ使用するものとする。

なお、水害等で汚水が直接入ったような場合又は病毒に汚染されたおそれが強いときは、消毒の上、井戸がえを施さないと使用させないものとする。

（２）被災世帯における家屋等の消毒

ア　汚染された台所、炊事場、食器戸棚などを中心にクレゾール水などで拭浄し、床下には湿潤の程度に応じ所要の石灰を散布するよう指導する。

イ　トイレはクレゾール水をもって拭浄するか散布し、便槽は、か性石灰末、石灰乳を投入・撹拌する。

（３）感染症患者等に対する措置

被災地に一類、二類感染症患者及び当該感染症に罹患していると疑われる者が発生又は無症状病原体保有者が発見されたときは、速やかに根室振興局保健環境部（根室保健所）に連絡し、適切な措置をとる。

	医療機関名	感染症名	住所	病床数
第２種感染症指定医療機関	市立根室病院	二種感染症	根室市有磯町 1-2	4
	市立釧路総合病院	二類感染症	釧路市春湖台 1-12	4

一類、二類感染症が集団発生した場合、一般の医療機関に緊急避難的に感染症患者を入院させることがあるため、根室振興局保健環境部（根室保健所）の指示に基づき適切な措置をとる。

（４）臨時予防接種

被災地の感染症を予防するため必要があるときは、知事の指示を受け、対象者の範囲及び期日を指定し

て予防接種を実施するものとする。

（５）指定避難所等の防疫指導

市長は、指定避難所等の応急施設について、次により防疫指導等を実施するものとする。

ア　疫病調査等

避難者に対しては少なくとも１日１回疫病調査をするものとし、調査の結果検便等による健康診断を行う必要が生じたときは、健康診断を受けさせるものとする。

イ　清潔方法、消毒方法等の実施

避難者に衣服類等の日光消毒を行うよう指導するとともに、必要があるときはクレゾール等による消毒、衛生害虫の発生予防のため殺虫剤の散布を行い、トイレ、炊事場、洗濯場等の消毒のほか、クレゾール石鹸液等を適当な場所へ配置し、手洗いの励行などについて十分指導徹底させるものとする。

ウ　集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従するものとする。また、配膳時の衛生保持及び残廃物、厨芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

エ　飲料水等の管理

飲料水については、水質検査を実施するとともに使用の都度消毒させるものとする。

４　防疫資機材の調達

災害時において、市が保有する防疫用資機材等を使用して不足をきたした場合においては、根室振興局保健環境部（根室保健所）並びに隣接市町村より借用するものとする。

５　家畜の防疫

（１）実施責任者

被災地の家畜防疫は、知事が行うものとし、家畜保健衛生所長において実施する。

（２）防疫実施の方法

被災地における家畜は、畜舎、堆肥場等から発生する消毒菌により汚染され伝染病が集団的に発生するおそれがあるので、危険地区、準危険地区、一般地区等に区分してクレゾール系オルソ剤（パーンゾール等）及び生石灰等の薬品により消毒を実施する。

防疫活動に要する機材等の所有状況　　令和４年６月現在

資　機　材　名	保　管　場　所（数　量）	
	旧こうよう児童館	市役所
防塵マスク（50 枚入）		1 箱
軍手		
ビニール手袋（100 枚入）（シンガーニトリル）		
ゴム手袋	2 双	
防塵メガネ		
バケツ	10 個	
ひしゃく	10 個	
ジョーロ（4.0ℓ）	4 個	
消石灰（20 kg）	55 袋	
消石灰（10 kg）		
クレゾール（消毒液）（500ml）	10 本	
オバノール（500ml）	22 本	
キッチンハイター5 kg（次亜塩素酸ナトリウム）	6 本	
消毒用エタライト液	8 本	
消毒用エタノール	3 本	
グラスターゾル（ガラスクリーナー）	3 本	
塩化ベンザルコニウム液（オスバン液）	8 本	
合成殺菌料　ジアエース		
サーキュラーＳ（殺虫乳剤）	1 個	
マイペット（500ml）	3 本	
噴霧器	10 個	
ポリタンク　20ℓ	6 個	
ドラム	1 個	
洗面器	3 個	
霧吹き	7 個	
長靴（27.0 ㎝）	1 足	
カッパ（Ｌ）	4 着	
スコップ	1 個	

第１４節　災害警備計画

災害に関する根室警察署の諸活動は、本計画の定めるところによる。

１　災害に関する警察の任務

警察は、関係機関と緊密な連携のもとに災害警備諸対策を推進するほか、風水害等各種災害時は、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集及び住民の生命、身体及び財産を保護し、災害地域における社会秩序の維持に当たることを任務とする。

２　災害時における警備体制の確立

根室警察署長（以下警察署長）は、次のいずれかの事項を認知したとき又は発生するおそれがある場合において必要があると認めたときは、警察署を長とする災害警備本部を設置するものとする。

（１）震度５弱以上の地震又は大規模な被害が生じるおそれがある場合
（２）「大津波警報」「津波警報」の発表
（３）その他多数の死傷者を伴うおそれのある大規模な災害やその災害で物的被害が予想される場合
（大規模な台風等）

３　災害警備

災害発生時における警察活動は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

（１）住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。
（２）被害情報の収集に関すること。
（３）災害警備本部の設置運用に関すること。
（４）被災地、避難場所、危険個所等の警戒に関すること
（５）犯罪の予防、取締り等に関すること。
（６）危険物に対する保安対策に関すること。
（７）広報活動に関すること。
（８）根室市等の防災関係機関が行う各種業務の協力に関すること。

４　事前措置

（１）市長が行う警察官の出動要請

市長が基本法第 58 条に基づき、警察官の出動を求める等、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求める場合は、警察署長を経て方面本部長に対して行うものとする。

（２）市長の要請により行う事前措置

警察署長は、市長からの要請により、基本法第 59 条に基づき事前措置についての指示を行ったときは、直ちに市長に通知するものとする。

この場合にあたっては、市長が当該措置の事後処理を行うものとする。

５　災害時における広報

警察は、防災関係機関と相互に連携し、住民への広報を実施する。

６　避難

警察官は、市長から基本法第６０条の要請を受けたとき又は市長が立退き指示が出来ないと認めるときは、基本法第 61 条又は警察官職務執行法第 4 条により、避難のための立退きを指示することができる。

避難のための立退きを指示したときは、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。

７　救助

警察は、被災地域において生命、身体が危険な状態にある者の救出救助を実施する。

８　応急措置

（1）警察署長は、警察官が基本法第 63 条第 2 項に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちに市長に通知するものとする。

警戒区域を設定し、 通知を行った場合等の事後措置は市長が行うものとする。

（2）警察署長は、警察官が基本法第 64 条第 7 項、並びに同法第 65 条第 2 項に基づき応急公用負担（人的、物的公用負担）を行った場合は、直ちに市長に通知するものとする。

（3）警察官が応急公用負担を行った場合の損失補償等の事後処理については、市長が行うものとする。

９　交通規制に関する事項

（1）警察署長は、災害が発生した場合、道路管理者と相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

ア　破損し又は通行不能となった路線名及び区間

イ　迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点

ウ　緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

（2）交通規制の実施

ア　交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。

イ　緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないときは又は道路標識等を設置して行いことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

第１５節　交通応急対策計画

災害時における道路、船舶等の交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保に関する計画は、次のとおりである。

１　交通応急対策の実施

発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。

（１）北海道公安委員会（北海道警察）

ア　災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行う必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限する。

イ　通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

ウ　上記イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

（２）根室海上保安部

海上における船舶交通の安全を確保するため、必要に応じ海上交通の規制等を行う。

（３）釧路開発建設部

一般国道の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため､障害物の除去に努めるものとし、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。

（４）北海道

ア　道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険個所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。

イ　交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。

ウ　道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、ガソリン等について、市長等の要請に基づき斡旋及び調達を行うものとする。

（５）市（消防機関）

ア　道路、橋梁等の被害状況及び危険箇所を速やかに把握し、関係機関に連絡するとともに道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。

また、市が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

イ　消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急

通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

ウ　消防吏員は、上記イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

（6）自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長等、警察官及び海上保安官がその場にいない時に次の措置をとることができる。

ア　自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ又は自ら当該措置を実施

イ　警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去命令

ウ　現場の被災工作物等の除去等

２　道路の交通規制

（1）道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

ア　損壊又は通行不能となった道路名及び区間

イ　迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点

ウ　緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

（2）交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

ア　交通規制を実施するときは、必要に応じて道路標識等を設置する。

イ　緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、道路管理者及び現場警察官等の指示によりこれを行う。

（3）関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

３　海上交通安全の確保

根室海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

（1）船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理指導を行う。

（2）海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限又は禁止する。

（3）海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ又は勧告する。

（4）水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに応急標識を設置する

等により水路の安全を確保する。

（５）航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

４　緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両通行を禁止又は制限する。

（１）通知

北海道公安委員は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、事後直ちに通知する。

（２）緊急通行車両の確認手続

ア　車両の確認

知事（根室振興局長）又は北海道公安委員会（北海道警察）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

イ　確認場所

緊急通行車両の確認は、根室振興局又は警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

ウ　証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

エ　緊急通行車両

（ア）緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。

ａ　特別警報・警報の発令及び伝達並びに避難指示等に関する事項

ｂ　消防、水防その他の応急措置に関する事項

ｃ　被災者の救難、救助その他保護に関する事項

ｄ　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

ｅ　施設及び設備の応急の復旧に関する事項

ｆ　清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

ｇ　犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

ｈ　緊急輸送の確保に関する事項

ｉ　その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

（イ）指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

オ　事前届出制度の普及等

市及び地方行政機関は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した民間事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

（３）規制除外車両

北海道公安委員会は、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により規制除外車両として通行を認める。

ア　確認手続

（ア）北海道公安委員会（北海道警察）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、規制除外車両であることの確認を行うものとする。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、規制除外車両として取り扱い、交通規制の対象から除外する。

（イ）確認場所

規制除外車両の確認は、警察本部、警察署及び交通検問所で行う。

（ウ）証明書及び標章の交付

規制除外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「規制除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

ただし、前記（ア）に定める自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、確認標章の交付を行わない。

イ　事前届出制度

（ア）規制除外車両の事前届出の対象とする車両

北海道公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であって、規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理するものとする。

a　医師・歯科医師・医療機関が使用する車両

b　医薬品・医療機関・医療用資材等を輸送する車両

c　患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

d　建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

（イ）事前届出制度の普及

北海道公安委員会は、規制除外車両の事前届出に関する手続きについて、民間事業者等に対し、事前届出制度の周知を行うとともに、災害に備えた規制除外車両の普及を図るものとする。

５　放置車両対策

（１）北海道公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

（２）道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、自ら車両の移動等を行うものする。

（３）道は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行うものとする。

６　緊急輸送道路ネットワーク計画

緊急輸送道路は、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、災害時にネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、北海道、札幌市、東日本高速道路株式会社等の道路管理者と北海道警察、陸上自衛隊等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な「緊急輸送道路」を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。

北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は、次のとおりである。

（１）計画内容

ア　対象地域

道内全域

イ　対象道路

既設道路及び概ね令和７年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて河川管理用道路、臨港道路等を含めている。

（２）緊急輸送道路の区分及び道路延長

緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分しているが、北海道の広域性を反映して、緊急輸送道路総延長は約 11,371 ㎞に上っている。

ア　第１次緊急輸送道路ネットワーク

道庁所在地（札幌市）、地方中心都市及び国際拠点港湾、重要港湾、地方港湾（耐震強化岸壁を有するもの）、拠点空港、公共用ヘリポート、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路〈道路延長 7,245 ㎞〉

イ　第２次緊急輸送道路ネットワーク

第１次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、地方港湾（耐震強化岸壁を有するものを除く）、第３種漁港、第４種漁港（耐震強化岸壁を有するもの）、地方管理空港、共用空港、その他の空港、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路〈道路延長 3,831 ㎞〉

ウ　第３次緊急輸送道路ネットワーク

第１次及び第２次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路〈道路延長 295 ㎞〉

（３）根室市内の緊急輸送道路の区分等

根室市内の緊急輸送道路については、別表１のとおり

別表１　北海道緊急輸送道路ネットワーク計画

令和５年４月現在

区分	番号	道路情報	路線番号	路線名	延長(km)	備考
１次	1	一般国道（全部）	44		41.5	
	2	主要道道（一部）	1035	根室半島線	3.5	
	3	一般道道（全部）	3313	根室港線	0.8	
	4	２級市道（全部）	244	牧の内横１号線	0.3	
	5	１級市道（一部）	188	横15号線	0.3	
	6	２級市道（一部）	287	光洋団地21号線	0.1	
	7	１級市道（一部）	265	花咲街道１号線	1.3	
	8	２級市道（一部）	528	東４号線	0.6	
	9	その他市道（一部）	132	縦20号甲線	0.1	
	10	その他市道（一部）	137	縦22号甲線	0.1	
	11	港湾道路（一部）		北地区道路	0.3	根室港
	12	港湾道路（一部）		琴平町臨港道路	0.2	根室港
	13	港湾道路（一部）		海岸町１号線	0.4	根室港
	14	港湾道路（一部）		中央地区道路	0.2	
	15	港湾道路（一部）		東物揚場道路	0.1	
	16	港湾道路（一部）		臨港道路（東）	0.6	
計		１６路線			50.4	
２次	17	主要道道（一部）	1035	根室半島線	42.5	
	18	主要道道（全部）	1142	根室浜中釧路線	38.0	
	19	一般道道（全部）	3310	花咲港線	5.3	
	20	一般道道（全部）	4123	落石港線	2.6	
	21	港湾道路（一部）		海岸町臨港道路	0.1	根室港
	22	港湾道路（一部）		本町臨港道路	0.1	根室港
	23	港湾道路（一部）		西浜幹線道路	0.5	花咲港
	24	港湾道路（一部）		西浜漁業埠頭道路	0.2	花咲港
	25	漁港道路（一部）		漁港内道路	0.6	歯舞漁港
計		９路線			89.9	
３次	26	漁港道路（一部）		漁港内道路	0.3	温根元漁港
計		１路線			0.3	
全延長		２６路線			140.6	

国　　道	41.5km
道　　道	92.7km
市　　道	2.8km
港湾道路	2.7km
漁港道路	0.9km
計	140.6km

第１６節　輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実に行うために必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

なお、市、道及び国は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、市及び道は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

１　実施責任者

災害時輸送は、市長が行うものとする。（基本法第 50 条第２項）

２　輸送の方法

災害時における輸送は、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等を考慮し、次の各輸送のうち迅速、確実で最も適当な方法によるものとする。

（１）道路輸送

ア　道路の確保

災害発生時の消火、救助、救急、医療等の活動及び緊急物資の供給を実施するため、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画（第 15 節交通応急対策計画参照）に指定する道路を災害発生時に通行を確保すべき道路（以下「緊急輸送道路」という。）として、優先的に路線の確保を図るものとする。

また、防災拠点や避難所等への輸送を円滑に実施するため、市があらかじめ指定する災害発生時に通行を確保すべき道路については、優先的な路線確保に努め、その他の道路についても適切な対応を図るものとする。

イ　車両等の確保

災害発生のおそれがあり又は発生した場合、総務対策部長は必要と認める数の車両を待機させ使用するものとする。（市所有車両は別表１のとおり）

ただし、災害の規模等により、市有車両のみでは輸送をすることができないと認めるときは、必要な車両を確保するため他の機関又は民間車両の借上げを行う。

ウ　燃料の調達

燃料の調達は、別表２のガソリンスタンドから調達するものとする。

（２）海上輸送

災害の状況により陸上輸送が不可能な場合又は、海上輸送が最も確実で効果的な場合、根室海上保安部等関係機関又は民間運送事業者に要請し、船艇の確保を行うものとする。

（３）空中輸送

ア　空中輸送の要請

地上輸送がすべて不可能な場合、あるいは緊急に輸送の必要が生じたときは、市長は根室振興局を通じ、知事に対し自衛隊所管航空機の派遣要請又は海上保安庁所管、北海道警察の航空機の派遣を要請するもの

とし、ヘリコプター等の活用については、第10節「ヘリコプター等活用計画」による。

イ　物資投下可能地点

各避難所として指定する小・中学校のグラウンドとし、その都度定める。

３　輸送の範囲

（１）被災者を避難させるための輸送

（２）医療及び助産で緊急を要する者の輸送

（３）被災者救出のための必要な人員、資機材等の輸送

（４）飲料水の運搬及び給水に必要な人員、資機材等の輸送

（５）救援物資の輸送

（６）その他特に必要を要する輸送

４　緊急輸送業務に従事する車両の表示

基本法第76条の規定に基づき、北海道公安委員会（北海道警察）が災害緊急車両輸送を行う車両以外の車両を禁止した場合は、市長及び防災関係機関は災害対策に必要な車両を緊急輸送車両として北海道知事又は北海道公安委員会（北海道警察）に申し出て、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受け、輸送に当たるものとする。

なお、交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、緊急通行車両確認証明書を当該車両に備え付けるものとする。

（１）標章（様式1）

（２）緊急通行車両確認証明書（様式2）

５　費用の限度及び期間

救助法の基準による。

６　輸送状況の記録

輸送を実施した場合は、次により記録しておかなければならない。

（１）輸送記録簿（様式3）

７　緊急輸送道路ネットワークの整備促進

市は、本市地域内の国道、道道、市道が災害により通行不能となり、緊急物資等の輸送や災害復旧に多大な支障が生じることなどを想定し、信頼性の高い緊急輸送道路ネットワークの整備について、関係機関との調整を図るものとする。

別表１

市 有 車 両 一 覧 表

令和５年4月現在

車両名 / 管理担当課	大型バス	小型バス	乗用車	軽自動車	バン	ワゴン	SUV	トラック	パトロール車	救急車	グレーダー	ショベルローダ	ダンプ	除雪車	
総務課			3			1	1								5
税務課			1	6											7
北方領土対策課	1					2									3
市民環境課				1	2	1		2					1		7
社会福祉課			1		2										3
介護福祉課			1	6											7
保健課			3	5	2	1									11
こども子育て課				1											1
水産振興課						1									1
港湾課					1			2						1	4
水産指導課					1										1
農林課				2	1			1							4
商工労働観光課				1		1									2
都市整備課				1	1		1	3	1		1	2	2	2	14
建築住宅課				1											1
水道課				1	3										4
下水道課					2										2
農業委員会事務局			1												1
教育総務課			2												2
社会教育課						1									1
歴史と自然の資料館					1										1
社会体育課					1			1							2
図書館		1			1										2
市立根室病院			3			1				1					5
合計	1	1	15	25	18	9	2	9	1	1	1	2	3	3	91

一般防災計画編
第４章　災害応急対策計画

関係機関等所有車両一覧

令和４年４月現在

車両名 / 機関名	大型バス	中型バス	マイクロバス	乗用車	貨物車	SUV	パトロールカー	ダンプトラック	トラック	モーターグレーダー	ブルドーザー	タイヤショベル	トラックグレーダー	路面清掃車	ロータリー除雪車	散水車	草刈車	作業車	除雪車	小型除雪車	フォークリフト	発電機車	備考
根室海上保安部				4																			
根釧東部森林管理署				1																			
釧路開発建設部根室道路事務所				4			2					1					(1)		2	(1)			官有車両のみ 0書きは換装時の数量、同時使用は不可
釧路開発建設部根室厚床ステーション																(1)			(4)				官有車両のみ 0書きは換装時の数量、同時使用は不可
根室振興局			1	19	9	11																	造有車、リース車含む
釧路総合振興局釧路建設管理部根室出張所					3		1					1		1	2	1	1	1	7	1			
根室振興局保健環境部				2	1																		
根室警察署				3	4		11																
北海道電力ネットワーク㈱根室ネットワークセンター				2	5	4												2				1	
日本通運㈱釧路航空営業所根室デポ				2																			
根室通運㈱				4					12												5		
根室交通㈱	21	6	1	3					1			2											
根室観光交通	2	3	3									1											
根室ハイヤー㈱				10	1							1											
北斗タクシー㈱				12																			
中央ハイヤー㈱				17																			

別表２

燃 料 供 給 所 一 覧

令和４年４月現在

会 社 名	給 油 所	住 所	電話番号	燃料・種類
㈱ ヒ シ サ ン	大正町給油所	大正町３－２	23－2989	ガソリン・軽油・灯油
	厚床給油所	厚床１－７	26－2045	ガソリン・軽油・灯油
	歯舞給油所	歯舞３－77	28－2334	ガソリン・軽油・灯油
北海シェル石油㈱	本町給油所	本町４－50	24－2952	ガソリン・軽油・灯油
根室支店	西浜給油所	西浜町２－53	23－5771	ガソリン・軽油・灯油
北海道エネルギー	ｲｰｽﾄﾎﾟｲﾝﾄSS	松本町４－５	24－5911	ガソリン・軽油・灯油
㈱ナオエ石油	宝林町給油所	宝林町４－275	23－5512	ガソリン・軽油・灯油
	西浜町給油所	西浜町３－31	22－3343	ガソリン・軽油・灯油
根室石油㈱	鳴海給油所	鳴海町４－20	23－4255	ガソリン・軽油・灯油
	落石給油所	落石東 80	27－2230	ガソリン・軽油・灯油
道 東 あ さ ひ 農業協同組合	ﾎｸﾚﾝ根室給油所	光和町１－24	24－2318	ガソリン・軽油・灯油
㈱ 光 商 会	温根沼給油所	温根沼 305－1	25－3245	ガソリン・軽油・灯油
	花咲港給油所	花咲港 179－5	25－8521	ガソリン・軽油・灯油
東洋商事㈱	歯舞３－９	28－3036	ガソリン・軽油・灯油	
㈱ オ カ モ ト セ ル フ 根 室 給 油 所		穂香１－５	29－2125	ガソリン・軽油・灯油
モダ石油㈱メカ・ドック根室給油所		西浜町９－11－1	29－5510	ガソリン・軽油・灯油

様式１

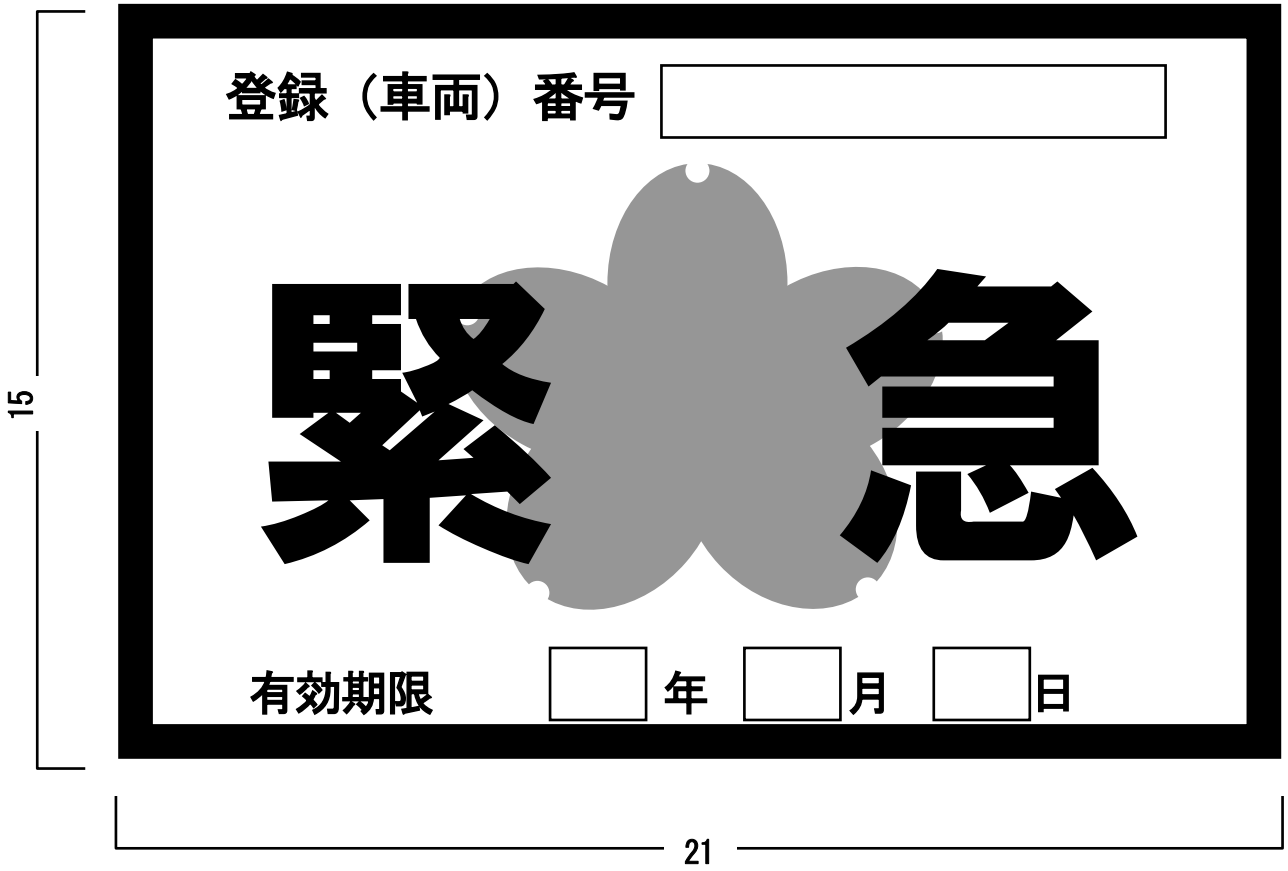

備考　１　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号並びに「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

２　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式２

<table>
<tr><td colspan="4">第　　号　　年　　月　　日

緊急通行車両確認証明書
知事　　印
公安委員会　　印</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>住　所</td><td colspan="2">（　　）　局　　番</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">通行日時</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">通行経路</td><td>出発地</td><td>目的地</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（備考）用紙は日本工業規格Ａ５とする。

様式３

輸　送　記　録　簿

市町村名

輸送月日	目的	輸送区間（距離）	借上等			修繕					燃料費	実支出額	備考
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕月日	修繕費	故障の概要			
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						
					円						円	円	
計													

（注）１．　「目的」欄は主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
２．　都道府県又は市町村の車両等による場合は「備考」欄に車両番号を記入すること。
３．　借上車両等による場合は有償、無償を問わず記入すること。
４．　借上等の金額欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
５．　「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

第１７節　食料供給計画

被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する主要食料及び副食･調味料の供給､並びに炊き出し等は、本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

（１）市長（市民生活対策部市民環境班・健康福祉対策部社会福祉班）が実施する。

（２）救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。ただし、救助法第 30 条第 1 項の規定により委任された場合は市長が行う。

２　供給の対象者

（１）避難場所に受入れされた者

（２）住家が被害を受け炊事のできない者

（３）災害により住家の被害を受け、一時縁故先等へ避難する者

（４）災害地において応急作業に従事している者

３　供給品目

供給品目は、原則として米穀とし、実情に応じて麦製品、缶詰、インスタント食品等とする。

４　食料の調達供給方法

（１）米穀

市長は、災害が発生したとき又は発生のおそれがあり、被災者に対して炊き出し等の給食を必要とする場合に、市内の業者から調達するものとするが、応急用米穀等を市内で確保できないときは、その確保について根室振興局長を通じ知事に要請するものとする。

なお、救助法が適用された場合は、政府保有の米の知事への緊急引き渡し手続きについては、農林水産省が別に定めるところによる。

（２）麦製品等

市内のパン製造業者等に依頼して調達する。

（３）副食、調味料

副食、調味料については必要に応じて市内業者から調達する。

ただし、市において調達が不可能である場合又は必要数量を満たし得ぬ場合は知事にその斡旋を依頼するものとする。

（４）乳児食の調達

乳児に対する食料は、人工栄養を必要としその確保が困難なものに対して、実情に応じて市内業者から調達し、支給するものとする。

５　炊き出し計画

（１）炊き出し及びその給与は、市民生活対策部が行うものとする。

（２）炊き出し施設は、原則として次の施設を利用するものとするが、不足する場合又は指定施設が被災等で使用不能の場合は、仕出し業者、旅館等を利用するものとする。

（３）必要に応じて日本赤十字奉仕団、婦人団体、町会、自衛隊等の協力、応援を求め、避難場所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。

炊 き 出 し 施 設 一 覧

令和４年６月現在

施設名	区　域	炊き出し能　力	器　機　等　の　状　況						備　考
			二重食缶	A食器	B食器	パン皿	ミルクポット	釜	
北斗学校給食共同調理場	市内	960	35	550	550	550	－	3	
成央学校給食共同調理場	〃	960	31	550	550	550	－	3	
光洋学校給食共同調理場	〃	960	30	700	700	692	－	3	

注　Ａ食器　温食用　　Ｂ食器　米飯用

６　食料の輸送

食料の輸送は、第16節「輸送計画」の定めるところによる。

７　食料の配付

（１）被災者に対する食料の配付は、原則として避難所等において実施する。

（２）食料を必要とする自宅残留者等については、最寄りの避難所等において配付する。

（３）食料の配付については町会、自主防災組織等の協力により公平かつ円滑に実施する。

８　備蓄、調達

（１）食料調達は、原則として市内業者からの調達によるが、災害時の初期応急対策に対応できる一定の数量を市において備蓄するものとする。

（２）緊急調達に備え、事前に市内業者等と協議し、速やかなる対応が可能となるよう、調達先を定め、災害に備えるものとする。

９　費用の限度及び期間

救助法の基準による。

１０　炊き出しの給与状況の記録

炊き出しを実施した場合は、次により記録しておかなければならない。

（１）炊き出し給与状況（様式１）

様式１

炊き出し給与状況

市町村名

炊き出し場の名称	月　日			月　日					合計	実支出額　円	備考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜					
計											

（注）「備考」欄には給食内容を記入すること。

第１８節　給水計画

災害により水道施設その他の給水設備等が被災し、住民が飲料水を得ることができなくなったとき、 必要最小限の飲料水を供給して、生活の保護を図るために行う応急給水は、本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

（１）応急給水は、市長（建設水道対策部上下水道総務班）が実施する。

（２）救助法が適用された場合は、知事が行い市長はこれを補助する。ただし、救助法第 30 条第 1 項の規定により委任された場合は市長が行う。

２　給水対象者

（１）災害のため飲料水を得ることができない者。

（２）対象地区の範囲については、各班の被害状況調査、復旧状況及び住民情報を基に決定する。

３　給水の方法

（１）輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水資機材（給水タンク等）により補給水源から取水し、被災地内へ輸送のうえ、住民に給水するものとする。

ア　給水資機材一覧（別表１）

（２）浄水装置による給水

輸送その他の方法により給水が困難であり、付近に利用可能な水源（公共施設等の受水槽やプールなど）がある場合は、浄水装置その他の必要な資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。

（３）家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について、水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の住民に飲料水として供給するものとする。

（４）給水施設の整備

給水を容易にできるよう耐震性貯水槽及び浄水装置の整備を促進するとともに、市内の井戸を調査の上、事前に災害時に使用できるよう協議を行い、飲料水の確保に努めるものとする。

４　住民への周知

（１）給水にあたっては、総務対策部と連携して広報車の巡回、防災行政無線（同報無線）等により住民に周知する。

（２）広報内容

ア　給水拠点の場所及び応急給水方法

イ　水道施設の復旧見込み及び被害の状況

ウ　その他必要事項

５　給水施設の応急復旧

医療用施設等、民生安定と緊急を要するものから優先的に建設水道対策部上下水道施設班が水道指定業者の協力を得て応急復旧を行うものとする。

６　給水応援の要請

市長は自ら行う飲料水の供給を実施することが困難な場合は、自衛隊、道又は他市町村への飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請する。（自衛隊派遣要請については、第４章第８節「自衛隊災害派遣要請計画」参照）

（１）補給水利の種別・所在数量

別表２のとおり

７　費用の限度及び期間

救助法の基準による。

８　給水の記録

給水を実施した場合は、次により記録しておかなければならない。

（１）飲料水の供給簿（様式１）

様式１

飲 料 水 の 供 給 簿

市町村名

供給月日	対象人員	給水用機械器具								実支出額	備考
		名称	借上			修繕			燃料費		
			数量	所有者	金額	修繕月日	修繕費	修繕の概要			
	人				円	月　日	円		円	円	
計											

（注）１．給水用機械器具は借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

２．「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕個所を記入すること。

別表１

給 水 資 機 材 一 覧

令和４年４月現在

所　　管	保管場所　(所在地)	資機材名	数量	備　　考
根　　室　　市	根室市 建設水道部浄水場 光洋町３－５	給　水　タ　ン　ク	23 個	２トン　15 個 １トン　８個
〃	根室市建設水道部 光洋町３－５	ポ　リ　タ　ン　ク	460 個	18□入
		ポ　　リ　　袋	6,000 枚	10□入
航空自衛隊 第 26 警戒隊	航空自衛隊 光洋町４の 15	水タンクトレーラー	１台	１トン
		水　タ　ン　ク	１個	２トン
		非 常 用 飲 料 水 袋	300 枚	10Ｌ入
根 室 清 掃（ 有 ）	月岡町１－15	給 水 タ ン ク 車	１台	6,300Ｌ入
明　協　運　輸　㈱	厚床１－219	給 水 タ ン ク 車	６台	13,500Ｌ　６台
根　室　振　興　局	幸町 2-2	給　水　タ　ン　ク	２台	１トン
		ポ　リ　タ　ン　ク	43 個	18Ｌ入

別表２

補 給 水 利 一 覧

（１）補給水利種別・所在数量　　令和４年４月現在

所　　在	水　　源	水　　量	備　　考
牧の内 155 番地	温根沼・丹根沼	144 万㎥（有効容量）	
豊　里 97 番地 11 地先	トーサムポロ川	264 ㎥／d	最大取水量
落石西 391 番 20 地先	中野沢川	172 ㎥／d	
牧の内 203 番２地先	コタンケシ川（牧の内ダム）	50 万㎥（有効容量）	最大取水量 7,400 ㎥／d
牧の内 146 番地先	ノツカマップ川（五番川）	7,000 ㎥／d	最大取水量

第１９節　衣料・生活必需品等物資供給計画

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ程度の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与するなど、被災者の生活の一時的な確保については、本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

（１）救助法が適用された場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は知事が行い市長（市民生活対策部）は、これを補助する。ただし、救助法第 30 条第１項の規定により委任された場合は市長が行う。

（２）救助法が適用されない場合における被災者に対する物資の供給は、市長が行うものとする。
なお、物資の調達が困難なときは、知事にあっせん又は調達を要請する。

２　実施の方法

（１）市長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失ったものに対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与するものとする。

（２）給与又は貸与の対象者は次のとおりとする。

ア　災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水等の被害を受け、被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難な者

イ　被服、寝具その他生活必需品物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

３　調達の方法

（１）物資調達の方法
救助法の適用の有無にかかわらず、市民生活対策部が世帯構成員別被害状況を把握のうえ物資配分計画を作成し、この物資配分計画に基づき調達するものとする。

ア　世帯構成員別被害状況（様式１）

イ　物資購入（配分）計画書（様式２）

（２）給与又は貸与物資の種類

ア　寝具（タオルケット、毛布、布団等）

イ　外衣（洋服、作業衣、子供服等）

ウ　肌着（シャツ、パンツ等）

エ　身廻り品（タオル、手拭、靴下、傘等）

オ　炊事道具（茶碗、皿、箸等）

カ　日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等）

キ　光熱材料（マッチ、ローソク等）

（３）備蓄・調達方法

ア　必要な物資については調達までの時間等を考慮し、応急的に対応できるだけの一定数量は市において備蓄保管するものとする。

イ　日赤北海道支部根室市地区は、毛布及び日用品セットを備蓄しており、必要なときは日赤北海道支部長に要請する。

災 害 救 助 物 資 備 蓄 一 覧

令和５年４月現在

NO.	施設名称	水	米	野菜スープ	ミルク				コンロ	毛布	衛星電話	発電機	ラジオ	ドラム	投光器	車イス	トイレ	ストーブ	マット	テント	間仕切	哺乳瓶	電源タップ	感染症対策物品					生理用		大人用		こども用おむつ			
					通常	フォローアップ	アレルギー	液体																キット	ダンボールベッド	エアーベッド	間仕切り	テント	昼用	夜用	Mサイズ	Lサイズ	Sサイズおむつ型	Mサイズおむつ型	Mサイズパンツ型	Lサイズパンツ型
1	花咲港小学校	622	360	360					3	300	1	2	1	2	3	2	3	3	40	2	2		6		19	16	48	48	2	4	1	1	1	1	1	1
2	花咲港会館	88	350	350	2	5	1		1	200		2		2	6	2	2		20	2	2	16	12	1	5	8										
3	旧共和小学校	788	788	788	2	5	3		2	175	1	1	3	2	3	4	3	3	30	2	2	16	6													
4	旧華岬小学校	308	308	308					2	100	1	1	1	2	3	2	2	3	20	2	2	7														
5	旧珸瑤瑁小学校	416	416	416	1	3	1		1	100	1	1	1	2	3	2	2	3	20	1	1	9	6													
6	旧温根元小学校	304	304	304	1	2	1		1	100	1	1	1	2	3	2	2	3	20	1	1	7	6													
7	歯舞学園	304	304	304	2	5	1		1	100		1	1	4	3	2	2	0	20	1	1	7	12	1	24	24	48	48								
8	歯舞会館	306	306	306	1	1	1	24	1	350	1	1	1	2	3	2	2	4	20	1	1	7	6	1												
9	落石会館	140	140	140	1	1	1	24	1	200	1	1	1	2	3	2	1	3	10	1	1	2	6	1	24	24	48	48	2	4	1	1	1	1	1	1
10	落石小学校	136	136	136	1	1	1		1	100		1	1	2	3	2	1	0	10	1	1	2	6	1					2	4	1	1	1	1	1	1
11	落石中学校	136	136	136					1	100		1	1	2	3	2	1	0	10	1	1	2														
12	昆布盛小学校	256	256	256	1	1	1		1	100	1	1	1	2	3	2	2	4	20	1	1	6	6	1	24	24	48	48	2	4	1	1	1	1	1	1
13	北斗小学校	274	274	274	1	1	1		1	100		1	1	2	3	2	2	0	20	1	1	6	6	1	24	24	48	48	2	4	1	1	1	1	1	1
14	成央小学校	81	81	81	1		1		1	100		1	1	2	3	2	1	0	10	1	1	1	6	1	24	24	48	48	2	4	1	1	1	1	1	1
15	光洋中学校	103	103	103	1		1		1	100		1	1	2	3	2	1	0	10	1	1	2	6	1	24	24	48	48	2	4	1	1	1	1	1	1
16	花咲小学校	182	182	182	1		1		1	100		1	1	2	3	2	1	0	10	1	1	3	6	1	24	24	48	48	2	4	1	1	1	1	1	1
17	根室高等学校	103	103	103	1		1		1	100		1	1	2	3	2	1	0	10	1	1	2	6	1	24	24	48	48	2	4	1	1	1	1	1	1
18	柏陵中学校	374	374	374	1	3	1		1	100		1	1	2	3	2	2	0	20	1	1	8	6	1	24	24	48	48	2	4	1	1	1	1	1	1
19	青少年センター	103	103	103	0	1	1		1	495		1	1	2	3	2	1	0	10	1	1	2	6													
20	総合文化会館	81	81	81	0	1	1	48	1	100		2	1	4	6	2	1	2	10	1		1	6	1	24	24	18	48	2	4	1	1	1	1	1	1
21	図書館	274	274	274	1	2	1		1	100		1	1	2	3	2	2	0	20	1		6	6	1												
22	温根沼会館																						6													
23	海星学校	616	616	616	2	4	1		2	100	1	1	1	2	3	2	3	0	30	1	1	14	6	1	24	24	48	48	2	4	1	1	1	1	1	1
24	厚床会館	38	38	38	1		1	24	1	120	1	1	1	2	3	2	1	3	10	1		1	6	1	24	24	48	48								
25	厚床小学校	38	38	38	1		1		1	100		1	1	2	3	2	1	0	10	1	1	1	6	1					2	4	1	1	1	1	1	1
26	厚床中学校	38	38	38					1	100		1	1	2	3	2	1	0	10	1	1	1														
27	別当賀夢原館	7	7	7	1		1		1	100	1	1	1	2	3	2	1	0	10	1	1	1	6	1	24	24	48	48	2	4	1	1	1	1	1	1
28	こまば保育所											1		2	3			2																		
29	まつもと保育所											1		2	3			2																		
30	みさき保育所											1		2	3			2																		
31	厚床保育所											1		2	3			2																		
32	落石保育所											1		2	3			2																		
市役所									8	210	3	5	2	6				6					40													
合計		**6,116**	**6,116**	**6,116**	**24**	**36**	**24**	**120**	**39**	**3,950**	**14**	**39**	**29**	**72**	**99**	**54**	**42**	**47**	**430**	**30**	**27**	**130**	**196**	**18**	**336**	**336**	**642**	**672**	**28**	**56**	**14**	**14**	**14**	**14**	**14**	**14**

水：1.5L/本　　ミルク：通常　13g×18本/箱　　生理用品　：昼用　26個/袋　夜用　10個/袋
ﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ　14g×18本/箱　　大人用おむつ　：Mサイズ　20個/袋　Lサイズ　18個/袋
ｱﾚﾙｷﾞｰ対応　12本/箱　　こども用おむつ：全て　18個/袋

※感染症対策キットは、マスク、フェイスシールド、手袋、防護服、消毒液等

品　　名	数　　量	保　　管　　場　　所
毛　　布	100 枚	日赤北海道支部根室市地区（市役所市民福祉部内）
緊急セット	2000 枚（マスク） 20 セット（消毒液）	同　　上
日用品セット	2 個（移動かまど）	同　　上
安眠セット	16 個（マット）	同　　上

ウ　その他調達にあたり、あらかじめ市内の業者と協議し、緊急時に速やかな対応が可能となるよう、調達先を定め災害に備えるものとする。

なお、緊急時に市内で調達困難な場合は知事に依頼し、調達するものとする。

４　給与又は貸与の方法

市長（市民生活対策部）は、調達物資の受払状況を明確にし、給与又は貸与については、前項の配分計画に基づき、市民生活対策部長を責任者とし、町会等の協力を得て迅速かつ的確に行うものとする。

５　義援金品の取扱い

市に送付された義援金品の取扱いは、総務対策部が担当する。

受付の記録、保管、罹災者への配分等は市長の指示するところにより、その状態に応じ適切かつ正確に行うものとする。

６　費用の限度及び供給期間

救助法の基準による。

７　物資の給与状況の記録

物資を給与した場合は、次により記録しておかなければならない。

なお、救助法による救助物資とその他義援物資とは明確に区分して処理する。

物資の給与状況（様式３）

様式１

世　帯　構　成　員　別　被　害　状　況

年　　月　　日　　時現在

根室市

世帯構成員別 ＼ 被害別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯	計	小学生	中学生
全　　壊（焼）													
流　　失													
半　　壊（焼）													
床　上　浸　水													

様式２

物資購入（配分）計画書

根室市　　世帯分　　北海道

世帯区分		1人世帯				2人世帯				3人世帯					計				備考
		(基準額)　円				(基準額)　円				(基準額)　円									
品名	単価	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額		数量	世帯数	所要数	金額	
計																			

（注）１．本表は、全壊（焼）、流失世帯分と半壊（焼）、床上浸水世帯分に分けて作成すること。
２．「品名」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。
３．各品目ごとの「備考」欄に道調達分と市調達分を明らかにしておくこと。

様式３

物　資　の　給　与　状　況

市町村名

住家被害程度区分		世帯主氏名	基礎となった世帯構成人員	給与月日	物資給与の品名				実支出額	備考
					布団	毛布	○○			
			人	月　日					円	
計	全壊	世帯								
	半壊	世帯								

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年　　月　　日

給与責任者　氏名　　印

（注）　１．住家の被害程度に、全壊（焼）、流失又は半壊（焼）、床上浸水の別を記入すること。
２．受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
３．「物資給与の品名」欄に、数量を記入すること。

第２０節　石油類燃料供給計画

災害の石油類燃料の供給については、本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

（１）根室市

市長は、市が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類燃料の確保に努めるものとする。

ア　地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

イ　地域内の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。

ウ　地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

エ　ＬＰＧについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

（２）北海道

知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、災害時に優先的に燃料供給が行われるべき重要な施設として道が指定する施設（以下本節において「重要施設」という。）の管理者又は市長等からの要請に基づき、北海道石油業協同組合連合会に対し、重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

また、市等の要請に備え、北海道石油業協同組合連合会と迅速に調達できるよう連絡調整を行うとともに、石油備蓄の確保に関する法律の規定に基づく経済産業大臣からの勧告がなされた場合、石油連盟に対し、道が指定する重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行う。

２　石油類燃料の確保

（１）災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請又は斡旋を求めるものとする。

（２）知事は、石油類燃料の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要業者に対し、物資確保のための協力要請又は斡旋依頼を行うとともに、北海道石油業協同組合連合会との協定に基づき、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。

また、道は、災害時情報収集システムを利用し、効率的に中核ＳＳ、住民拠点ＳＳ及び北海道地域サポートＳＳの営業状況等を把握し、市や緊急車両を有する関係機関に情報提供するとともに、燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、道民に対し、節度ある給油マナーと燃料の節約について呼びかけを行う。

３　平常時の取組

道は、重要施設の燃料タンクの規格など必要な情報を整理し、北海道石油業協同組合連合会及び石油連盟等と共有するとともに、重要施設管理者や市の担当者に対して、災害時の燃料供給の要請窓口や手順等を周知する。

また、道は、関係団体等と協力して、市民及び重要施設等に対し、車両や施設等の燃料を日頃から満量

としておくよう心掛け平常時から燃料を確保するよう啓発を行う。

第２１節　ライフライン復旧対策計画

災害時に生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、通信施設等）が被災し、水、電気等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障が生ずる。

これら各施設の応急復旧については、本計画の定めるところによる。

１　水道施設

（１）応急復旧

災害時における水道施設の復旧及び飲料水の確保に対処するため、市建設水道部は、災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害発生に際してこの計画に基づき、直ちに必要な人員、車両の確保、動員体制及び情報連絡体制を確立し、被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害が生じた場合は、速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

なお、応急給水については、第４章第18節「給水計画」によるものとする。

（２）広報活動

災害により水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況、復旧見込み、断水及び応急給水に関することについて、災害対策本部総務対策部と連携して、広報車の巡回、防災行政無線（同報無線）の活用又は報道機関の協力を得て、広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図るものとする。

２　下水道施設

（１）応急復旧

市建設水道部は、災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害発生に際してこの計画に基づき、直ちに必要な人員、車両の確保、動員体制及び情報連絡体制を確立し、被害状況の調査、施設の点検を実施し、雨水、汚水の疎通に支障のないように速やかに応急復旧を行うものとする。

なお、水洗トイレが使用できない場合等を想定して、適宜仮設トイレを設置するなどの対策を検討するものとする。

（２）広報活動

災害により、下水道施設に被害が生じた場合は、施設の被害状況及び復旧見込み又は水洗トイレの使用の自粛等の広報を、災害対策本部総務対策部と連携して、広報車の巡回、防災行政無線（同報無線）の活用並びに報道機関の協力を得るなどして実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

３　電気

（１）応急復旧

北海道電力ネットワーク（株）根室ネットワークセンターは、災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害の発生に際してこの計画に基づき、直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害（停電）があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

（２）広報活動

災害により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、テレビ、ラジオなどの報道機関や市などの防災関係機関の協力を得て、広報を実施し、住民の不安解消に努める。

なお、市は、北海道電力ネットワーク（株）根室ネットワークセンターからの情報収集により、必要に応じて防災行政無線（同報無線）等により広報を行うものとする。

４　通信（電話）

災害時における通信の途絶は、災害応急活動の阻害原因となるとともに、住民に対する情報の提供を欠き、社会的混乱を生ずるおそれがあるなどその影響は極めて大きいものがある。

（１）応急復旧

東日本電信電話株式会社北海道事業部など通信を管理する機関は、災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害発生に際してこの計画に基づき施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により通信の困難又は通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため速やかに応急復旧を実施し、通信の確保に努める。

（２）広報活動

通信を管理する機関は、災害により通信施設に被害が生じた場合は、テレビ、ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について、広報するとともに、電話利用の自粛について、理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

なお、平素から、電話帳等で被害時における電話の利用について周知する。

第２２節　応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急土木対策は、本計画に定めるところによる。

１　実施責任者

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外のものにより実施する。

２　応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

（１）応急措置の準備

ア　所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておくものとする。

イ　災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

（２）応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し又は、道、近隣市町村、関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

（３）応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により前（２）に定めるところに準じ、応急復旧を実施する。

３　関係機関の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画等の定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、円滑に実施されるよう協力する。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第２３節　被災宅地安全対策計画

市の区域内において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図るために必要な事項についてはこの計画の定めるところによる。

１　危険度判定の実施の決定

市長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定したときは、危険度判定実施本部を設置するとともに、知事に対し判定士の派遣等の支援を要請する。

２　危険度判定の支援

知事は、市長からの支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度判定連絡協議会（以下「道協議会」という）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

３　判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

（1）「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
（2）宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の３区分に判定する。
（3）判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

４　危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

（1）宅地に係る被害情報の収集
（2）判定実施計画の作成
（3）宅地判定士・判定調整員の受け入れ及び組織編制
（4）判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
（5）判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

５　事前準備

市は、災害の発生に備え、道との連絡体制を整備するとともに、危険度判定に使用する資機材の備蓄に努める。

第２４節　住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理については、本計画の定めるところによる。

１　実施責任

（1）北海道

救助法を適用し、応急仮設住宅の設置（賃貸住宅の居室の借上げを含む。）が必要な場合、その設置は原則として知事が行う。

（2）根室市

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、市長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

２　実施の方法

（1）避難所

市長は、災害により住宅が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。

（2）公営住宅等のあっせん

市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

（3）応急仮設住宅

ア　入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者とする。

イ　入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、市が行う。

ウ　建設型応急住宅の建設

原則として建設型応急住宅の設置は、知事が行う。

エ　建設型応急住宅の建設用地

市及び道は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

オ　建設戸数（借上げを含む。）

市長からの要請に基づき、道が設置戸数を決定する。

カ　規模、構造、存続期間及び費用

（ア）建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6 戸の連続建て又は共同建てと

し、北海道の気候に適した仕様とする。

ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。

（イ）応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事(又は、借上げに係る契約を締結)を完了した後、3 月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2 年以内とすることができる。ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる

（ウ）費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

キ　維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、市長に委任する。

ク　運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

（4）平常時の規制の適用除外措置

市及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第 17 条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

（5）住宅の応急修理

ア　対象者

（ア）住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

（イ）大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者

イ　応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

ウ　修理の範囲と費用

（ア）応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

（イ）費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

（6）災害公営住宅の整備

ア　災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の１以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させるものとする。

（ア）地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による災害の場合

a　被災地全域の滅失戸数が 500 戸以上のとき

b　市の区域内の滅失戸数が 200 戸以上のとき

c　滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の１割以上のとき

（イ）火災による場合

a　被災地域の滅失戸数が 200 戸以上のとき

b　滅失戸数がその市の区域内の住宅戸数の１割以上のとき

イ　整備及び管理者

災害公営住宅は市が整備し、管理するものとする。ただし、知事が道において整備する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って建設地の市に譲渡し、管理は市が行うものとする。

ウ　整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準によるものとする。

（ア）入居者資格

a　当該災害発生の日から３年間は当該災害により住宅を失った者であること。

b　収入分位50%（月収259,000円）を限度に、地方公共団体が条例で定める収入以下の者であること。
ただし、当該災害発生の日から３年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする。

c　現に住宅に困窮していることが明らかであること。

（イ）構造

再度の被災を防止する構造とする。

（ウ）整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

（エ）国庫補助

a　建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の２／３
ただし、激甚災害の場合は３／４

b　借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の２／５

3　資材等の斡旋、調達

（1）市長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。

（2）道は、市長から資材等の斡旋依頼があった場合は、関係機関及び関係業者等の協力を得て、積極的に斡旋、調達を行うものとする。

4　住宅の応急復旧活動

市及び道は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

5　応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録

応急仮設住宅及び住宅応急修理を実施した場合は、次により記録しておかなければならない。

（1）応急仮設住宅台帳（様式１）

（2）住宅応急修理記録簿（様式２）

様式１

応　急　仮　設　住　宅　台　帳

市町村名

応急仮設住宅番号	世帯主氏　名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
		人					月　日	月　日	月　日	円	
計	世帯										

（注）１　「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添布すること。

２　「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。

３　「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。

４　「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入する。

５　「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。

６　「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

様式２

住 宅 応 急 修 理 記 録 簿

市町村名

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	概　　要
計　　世帯				

第２５節　障害物除去計画

水害、山崩れその他の災害によって、道路、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合は、本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

（１）市長（建設水道対策部都市整備班）

救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。ただし、救助法第 30 条第 1 項の規定により委任された場合は市長が行う。

（２）道路、河川、その他公共施設に障害を及ぼすおそれのある場合は、河川法その他関係法令に定めるそれぞれの施設の管理者がこれを行うものとする。

２　障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え又与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うものとするが、概要は次のとおりとする。

（１）住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合

（２）障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合

（３）河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合

（４）その他公共的立場から除去を必要とする場合

３　障害物の除去の方法

（１）実施責任者は、自らの応急対策器具を用い又は状況に応じ、要請による災害派遣出動中の自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行うものとする。

（２）障害物除去の方法は、原状回復ではなく、応急的な除去に限るものとする。

４　除去した障害物の集積場所

除去した障害物は、それぞれの実施機関において附近の遊休地等を利用し、集積するものとする。

５　除去に必要な機械器具等の確保

市有機械のみでは、障害物の除去を実施することができないときは、民間業者等から車両などの機械器具を借り上げて確保するものとする。

６　費用の限度及び期間

救助法の基準による。

７　障害物除去の状況の記録

障害物を除去した場合は、次により記録しておかなければならない。

（1）障害物除去の状況（様式１）

様式１

障　害　物　除　去　の　状　況

市町村名

住家被害程度区分		氏名	除去に要した期間	実支出額	除去に要すべき状態の概要	備考
			月　日～　月　日	円		
計	半壊(焼)	世帯				
	床上浸水	世帯				

第２６節　文教対策計画

学校施設の被災により通常の教育に支障を来した場合の応急対策は、本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

（１）市立小中学校における応急教育並びに市立文教施設の応急復旧対策は、市長及び教育委員会（教育対策部教育総務班）が行うものとする。

（２）救助法が適用された場合の児童・生徒に対する学用品の給与は知事が行い、市長（教育対策部教育総務班）はこれを補助する。ただし、救助法第 30 条第 1 項の規定により委任された場合は市長が行う。

（３）各学校ごとの被災発生に伴う応急措置は、各学校長が具体的な応急計画をたてて行うこととする。

（４）道立高校における応急教育並びに文教施設の応急復旧対策は、知事及び道教育委員会が行うものとする。

２　応急教育対策

（１）休校措置

災害が発生し又は発生が予想される気象条件となったときは、各学校長は教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。

ア　登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を電話、ラジオ、テレビ、その他確実な方法で各児童生徒に周知徹底させるものとする。

イ　授業開始後の措置

帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させるとともに、地区別に集団下校を原則とし、低学年児童にあっては教師が地区別に付き添うなどの措置を講ずるものとする。

（２）学校施設の確保と復旧対策

ア　応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。

イ　校舎の一部が使用不可能となった場合

特別教室、 屋内運動場等を利用し、なお不足する時は２部授業の方法をとるものとする。

ウ　校舎の大部分又は全部が使用不可能となった場合

（ア）公共施設又は最寄りの学校の校舎を利用するものとする。

（イ）校舎の大部分又は全部が使用不可能となり他の施設の確保ができない場合は、応急仮校舎等の建築を検討するものとする。

（３）教育の要領

ア　災害の状況に応じ特別の教育計画をたて、できるだけ授業の確保に努める。特に授業が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

イ　特別の教育計画による授業の実施にあたっては、次の点に留意する。

（ア）教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないように配慮する。

（イ）公民館が避難所になっている場合など、教育活動の場所として学校以外の施設を利用する場合は、授業

の効率化、児童・生徒の安全確保に留意する。

（ウ）通学道路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。

（エ）学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の管理に注意するとともに、受入れにより授業に支障とならないよう留意する。

ウ　災害復旧については、教育に支障のない限り可能な協力をするものとする。

（４）教職員の確保

被災学校の教職員、学校長の指示により授業を実施するものとする。この場合、学校長は当該被災学校の教職員のみで実施が不可能なときは、教育委員会に報告し、教育委員会は教職員の被災状況を把握するとともに、道教育委員会と緊密な連絡をとり、教職員の確保に努めるものとする。

（５）学校給食等の措置

ア　給食施設設備が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。

イ　給食用物資が被災したときは、米穀、小麦粉、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡のうえ、直ちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。

ウ　衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

（６）衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理をするものとする。

ア　校舎内、特に水飲み場、トイレは常に清潔にして消毒に万全を期すること。

イ　校舎の一部に被災者を受入れして授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。

ウ　避難所として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに、便槽のくみ取りを実施すること。

エ　必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

（７）教科書及び学用品の調達並びに支給

ア　対象者

住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた世帯の児童生徒で、教科書及び学用品を喪失又はき損した者に対して支給する。

イ　支給品目

（ア）教科書及び教材

（イ）文房具

（ウ）通学用品

ウ　調達方法

教育委員会は各学校長と緊密な連絡を保ち、その数量を速やかに調達し道教育委員会に報告するとともに、市内の教科書供給書店及び文房具店等から調達するものとする。

なお、市内において調達困難なときは、知事に依頼し調達するものとする。

エ　支給方法

教育委員会は、各学校長と緊急な連絡を保ち、支給の対象となる児童生徒を調査把握し、各学校長を通じて対象者に支給するものとする。

オ　費用の限度及び期間

救助法の基準による。

カ　学用品の給与状況

学用品の給与を実施したときは、次により記録しておかなければならない。

（ア）学用品の給与状況（様式1）

様式1

学 用 品 の 給 与 状 況

市町村名

学校名		学年	児童（生徒）氏名	親権者氏名	給与月日	給与品の内訳						実支出額	備考
						教科書			その他学用品				
						国語	算数		鉛筆	ﾉｰﾄ			
					月日							円	
計	小学校		人									円	
	中学校		人									円	

学用品を上記のとおり給与したことに相違なし

年　　月　　日

給与責任者（学校長）

氏　名　　印

（注）　1．「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。

2．「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

３　文化財保全対策

市長は、次の文化財に災害が発生したときは教育委員会と連絡をとり、その保全保護を講ずるものとする。

文　化　財　一　覧

令和４年６月現在

種　　別	名　　称	所 在 地	指定年月日
国指定特別天然記念物	タンチョウ	市　内	昭和２７．　３．２９
国指定天然記念物	北海道犬	市　内	昭和１２．１２．２１
国指定天然記念物	根室車石	花咲港	昭和１４．　９．　７
国指定天然記念物	落石岬のサカイツツジ自生地	落石西	昭和１５．　２．１０
国指定天然記念物	クマゲラ	市　内	昭和４０．　５．１２
国指定天然記念物	カラフトルリシジミ	市　内	昭和４２．　５．　２
国指定天然記念物	オジロワシ	市　内	昭和４５．　１．２３
国指定天然記念物	オオワシ	市　内	昭和４５．　１．２３
国指定天然記念物	エゾシマフクロウ	市　内	昭和４６．　５．１９
国指定天然記念物	コクガン	市　内	昭和４６．　５．１９
国指定天然記念物	マガン	市　内	昭和４６．　６．２８
国指定天然記念物	ヒシクイ	市　内	昭和４６．　６．２８
北海道指定天然記念物	ユルリ・モユルリ島海鳥繁殖地	昆布盛	昭和３８．１０．１８
根室市指定天然記念物	ミズナラの風衝林	豊里、牧の内	平成１１．　２．２５
国指定史跡	西月ヶ岡遺跡	西浜町	昭和５１．　８．２８
国指定史跡	根室半島チャシ跡群（市内24ヶ所）	納沙布、落石ほか	昭和５８．　４．２６
		西浜町、落石西	昭和５９．　７．２５
根室市指定史跡	寛政の蜂起和人殉難墓碑	納沙布岬	昭和４２．　７．２５
根室市指定史跡	和田屯田兵碑	東和田	昭和５０．　７．２９
国登録有形文化財	明治公園第一サイロ	牧の内	平成１３．　８．２９
国登録有形文化財	明治公園第二サイロ	牧の内	平成１３．　８．２９
国登録有形文化財	明治公園第三サイロ	牧の内	平成１３．　８．２９
国登録有形文化財	根室国後間海底電信線陸揚施設	西浜町	令和　３．１０．１４
北海道指定有形文化財	和田屯田兵村の被服庫	西和田	昭和４３．１２．１８
北海道指定有形文化財	初田牛20遺跡出土の土偶 及び墓抗出土遺物	歴史と自然の資料館	平成２０．　３．１８
北海道指定無形文化財	金刀比羅神社例大祭	市　内	令和　２．　５．１９
根室市指定有形文化財	旧根室牧場大金庫	歴史と自然の資料館	昭和４４．　１．　９
根室市指定有形文化財	恵比寿像	歴史と自然の資料館	昭和５１．　６．２５
根室市指定有形文化財	俄羅斯舩之圖及び ワシレイラフロウ之圖	歴史と自然の資料館	平成　５．　６．２５
根室市指定有形文化財	穂香竪穴郡出土の動物意匠付土器	歴史と自然の資料館	平成１５．　３．　７
根室市指定無形文化財	珸瑤瑁獅子神楽	珸瑤瑁	昭和４４．　１．　９
根室市指定有形民俗文化財	アイヌ生活用具	歴史と自然の資料館	平成１９．　４．１１

第２７節　行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画

災害により行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索、遺体に関する収容処理及び埋葬の実施については本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

（１）市長（市民生活対策部市民環境班）

救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。ただし、救助法第 30 条第 1 項の規定により委任された場合は市長が行うものとするが、遺体の処理のうち洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。

（２）警察官

（３）海上保安官

２　実施の方法

（１）行方不明者の捜索

ア　捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情から既に死亡していると推定される者。

イ　捜索の実施

市長が消防機関、警察官及び海上保安官の協力により捜索班を編成し実施する。この場合、被災の状況により、関係機関、関係市町村及び地域住民の協力を得て実施するものとする。

ウ　捜索の方法

捜索班を編成し、必要な船艇その他機械器具を活用して実施するものとする。

エ　応援要請

（ア）関係市町村への要請

本市において被災し、行方不明者が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し捜索の応援を依頼する。

（イ）応援の要請事項

応援の要請にあたっては、次の事項を明示して行うものとする。

ａ．行方不明者が埋没又は漂着していると思われる場所

ｂ．行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣等

（２）遺体の処理

ア　対象者

災害により死亡した者で、災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者。

イ　遺体の処理

遺体を発見したときは、速やかに警察官に届け出、警察官の検死及び医師の検案を受けた後、次により処理するものとする。

（ア）身元が判明しており、かつ遺族等の引取人がある場合は、遺体を引き渡す。

（イ）身元が判明しない場合、遺族等により身元確認が困難な場合又は引取人がいない場合は、市長が行うものとする。

ａ　遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

遺体の識別のため、遺体の洗浄、縫合、消毒をし、及び遺体の撮影等により身元確認の措置をとるものとする。

ｂ　遺体の一時保存

遺体の身元識別のため、相当の時間を必要とし、また、死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合は、遺体を特定な場所（市内の寺院、公共建物又は公園等の適当な場所）へ埋葬の処理をするまで収容安置する。

（３）遺体の埋葬

ア　対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び遺族が災害のために埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体を埋葬するものとする。

イ　埋葬の方法

（ア）市長は、遺体を土葬又は火葬に付し又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等、現物支給をもって行うものとする。

（イ）身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋葬にあたっては土葬又は火葬とする。

（ウ）市長は、埋葬の実施が自らできないと認められるときは、関係機関の協力を得て行うものとする。

３　火葬場の状況

令和４年６月現在

火　葬　場　名	所　在　地	火葬炉	電話番号
蒼　　香　　苑	穂香１８２の３、８	３　基	２４－４０５２

４　他市町村における遺体の漂着処理

市長は、被災された他市町村より漂着した遺体については、次のとおり処理するものとする。

（１）遺体の身元が判明している場合

死亡した者の遺族等又は被災地域の市町村長に連絡のうえ、引き渡すものとする。

ただし、被災地域が災害発生直後においては、災害による社会混乱のためその遺族等が直ちに引き取ることができないものと予想される場合は、次により処理するものとする。

ア　道内の他市町村から漂着した場合は、知事が行う救助を補助するという立場により埋葬を実施するものとする。

イ　道外の他市町村から漂着した場合は、他県に対する応援として埋葬を実施するものとする。

（２）遺体の身元が判明していない場合

ア　ある一定地域に災害が発生してから短期間に多数の遺体が漂着した場合は、遺体の身元が判明していない場合と同様に処理するものとする。

イ　遺体の身元が判明せず、かつ被災地から漂着してきた遺体であることが推定できない場合は、市長が行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理するものとする。

５　費用の限度及び期間

救助法の基準による。

６　捜索等の記録

行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬した場合は、次により記録しておかなければならない。

（１）遺体捜索状況記録簿（様式１）

（２）遺体処理台帳（様式２）

（３）埋葬台帳（様式３）

様式１

遺 体 の 捜 索 状 況 記 録 簿

市町村名

年月日	捜索人員	捜索用機械器具								実支出額	備考
		名称	借上費			修繕費			燃料費		
			数量	所有者（管理者）氏名	金額	修理月日	修繕費	修繕の概要			
										円	
計											

注）１　他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。

２　借上費については有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、借上費「金額」欄に記入すること。

３　「修繕の概要」欄には、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

様式２

遺　体　処　理　台　帳

市町村名

処理年月日	遺体発見の日時及び場所	死亡者氏名	遺族		洗浄等の処理			遺体の一時保存	検案料	実支出額	備考
			氏名	死亡者との関係	品名	数量	金額				
							円	円	円	円	
計		人									

様式３

埋　　葬　　台　　帳

市長村名

死亡年月日	死亡年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費				備考
		氏名	年齢	死亡者との関係	氏名	棺（付属品を含む）	埋葬又は火葬料	骨箱	計	
						円	円	円	円	
計		人								

（注）１．埋葬を行った者が市（区）町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
２．市（区）町村長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
３．埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

第２８節　家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

１　実施責任

（１）根室市

被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。

（２）北海道

ア　根室振興局長は、市が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じ助言を行うものとする。

イ　道は、被災地の市長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。

２　家庭動物等の取扱い

（１）動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成 13 年北海道条例第３号。以下この節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。

（２）災害時における動物の避難は、条例第６条第１項第４号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。

（３）　災害時において、市及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

３　同行避難

家庭動物との同行避難について、予め市町村等は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。

また、災害時には、条例第６条第１項第４号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

様式

家　庭　動　物　等　収　容　台　帳

担当課名

収容年月日	捕獲時の状況				捕獲場所 収容場所	備考
	種　別	雌　雄	首　輪	毛　色		
					(捕) (収)	

第２９節　応急飼料計画

災害による家畜用飼料等の応急対策の実施については、本計画によるものとする。

１　実施責任者
市長（水産経済対策部農林班）が実施するものとする。

２　実施の対象者
（１）被災により、自己の所有する家畜用飼料又は再播用作物種子を失った者
（２）被災により、家畜用飼料又は再播用作物種子を確保できない者
（３）被災により、自己の所有する家畜等の転飼を希望する者
（４）その他特に市長が応急対策の実施を必要と認める者

３　実施の方法
（１）市長は、被災農家が家畜飼料等の確保をできないときは、応急飼料、再播用作物種子及び転飼場所のあっせん区分により、必要事項を明らかにした文書をもって根室振興局長を通じ、道農政部長にあっせんを要請するものとする。
ただし、要請にあたっては、道東あさひ農業協同組合と十分な協議のうえ、これを実施するものとする。
（２）「応急飼料等のあっせんについて」様式１のとおり
（３）「転飼のあっせんについて」様式２のとおり

様式１

第　　号
年　　月　　日

北海道農政部長　　様

根室市長　　㊞

応急飼料等のあっせんについて

このことについて、次により応急飼料・再播用飼料作物種子のあっせんを要請します。

<table>
<tr><td colspan="2">１　家畜の種類及び頭羽数</td><td>⑴ 種　類</td><td colspan="2"></td><td>⑵　頭羽数</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">２　飼料等の種類及び数　　量</td><td>⑴　飼　料</td><td>ア 種　類</td><td colspan="2"></td><td>イ　数　量</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>⑵　再播用種　子</td><td>ア
種 類</td><td></td><td>イ
品　質</td><td></td><td>ウ
数 量</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">３　購入予算額</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">４　農家戸数等</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

様式２

第　　号
年　　月　　日

北海道農政部長　　様

根室市長　　㊞

転飼のあっせんについて

このことについて、次により転飼のあっせんを要請します。

１　家畜の種類及び頭数	⑴　種　類		⑵　頭　数	
２　転飼希望期間	自.　　年　　月　　日　～　至.　　年　　月　　日			
３　管理方法	預　　託　　・　　附　　添			
４　転飼予算額				
５　農家戸数等				

第３０節　廃棄物等処理計画

災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り、災害に伴い生じた廃棄物の処理処分及び死亡獣畜等の処理、飼養動物の取扱い等については、本計画の定めるところによるものとする。ただし、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等の除去については、第25節「障害物除去計画」によるものとする。

１　実施責任者

（1）被災地における清掃は、地域住民の協力を得て市長（市民生活対策部市民環境班）が実施するものとする。

（2）市長は、災害による被害が甚大で市のみで処理することが困難な場合は、隣接市町村及び道に応援を求め実施する。

２　清掃班の編成

清掃作業を効果的に実施するため、ごみ処理班及びし尿処理班を必要に応じ編成し、処理に当たるものとする。

３　廃棄物等の処理方法

（1）ごみの収集処分の方法

ア　収集

（ア）災害がある程度落ち着いた時点から、被災地において全面的に収集作業に当たる。

（イ）被災地の住民に協力を要請し、台所のくず類を優先的に収集し、感染症の原因となる汚物から順に収集するものとする。

（ウ）一般的なごみはその後収集するものとする。

（エ）災害の状況により、現有ゴミ収集車両によって完全に収集することが困難な場合は一般車両の出動又は民間業者から車両を借入れて実施するものとする。

イ　処分

市のごみ埋立処理場及びじん芥焼却場を使用し、災害の状況により埋立又は焼却場付近に一時貯蔵し、後日焼却場で適正処分する。

（2）し尿の収集処分の方法

ア　収集

（ア）被災地域の完全収集に当たるものとするが、被災地域での処理能力が及ばない場合は、一時的に便槽内量の2～3割程度の収集を全戸に実施し、各戸のトイレの使用を早急に可能にするものとする。

（イ）避難が実施された場合には、避難所及び被災地域を重点的に収集に当たるものとし、状況により応急仮設トイレを設置するものとする。

イ　処分

市の下水終末処理場を使用して処分を行うものとする。

４　死亡獣畜の処理方法

（１）死亡獣畜の処理は、所有者が行うものとする。

（２）所有者が不明であるとき又は所有者が実施することが困難なときは市長が実施するものとする。

（３）死亡獣畜の処理は、移動し得るものについては、死亡獣畜取扱場において集中焼却又は埋却処理をするものとする。

（４）移動し難いものについては、知事（根室振興局保健環境部長（根室保健所長））の許可を経てその場で他に影響がない限りにおいて埋却又は焼却するものとする。

なお、埋却する場合は、１m以上覆土するものとする。

第３１節　災害ボランティアとの連携計画

災害時における社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・ＮＰＯとの連携については、本計画の定めるところによる。

１　ボランティア団体・ＮＰＯの協力

市、道及び防災関係機関等は、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・ＮＰＯ等からの協力の申入れ等により、災害応急対策等の実施について協力を受ける。

２　ボランティアの受入れ

市、道、社会福祉協議会及び関係団体は、防災ボランティア活動指針に基づいて相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。

また、ボランティアの受入れに当たっては、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

３　ボランティア団体・ＮＰＯの活動

ボランティア団体・ＮＰＯ等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

（１）災害・安否・生活情報の収集・伝達
（２）炊き出し、その他の災害救助活動
（３）高齢者、障がい者等の介護、看護補助
（４）清掃及び防疫
（５）災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配付
（６）被災建築物の応急危険度判定
（７）応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
（８）災害応急対策事務の補助
（９）救急・救助活動
⑽　医療・救護活動
⑾　外国語通訳
⑿　非常通信
⒀　被災者の心のケア活動
⒁　被災母子のケア活動
⒂　被災動物の保護・救助活動
⒃　ボランティア・コーディネート

４　ボランティア活動の環境整備

市、道及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

市及び社会福祉協議会は、市災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努め、道はこれらの取組が推進されるよう市及び社会福祉協議会に働きかける。

災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、市と社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

第３２節　労務供給計画

災害時における応急対策の実施に必要な労務者の雇い上げ、供給については本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

災害応急対策実施に必要な要員の確保は、市長（総務対策部総務班）が雇用を行うものとする。

２　動員の順序

災害時における労務要員の確保は、次の順序により行うこととする。

（１）災害応急対策の協力団体員の動員要請
（２）近隣者に対する協力要請
（３）労務者の雇い上げ

３　動員の要請

各対策部長は、応急対策のため労務要員を必要とする場合は、次の事項を明示して、労務要員の要請を行い、要請を受けた総務対策部長は、速やかに労務供給計画を策定し労務の供給を行うこととする。

（１）労務要員を必要とする理由
（２）作業の内容
（３）従事する場所
（４）就労予定期間
（５）所要人員数
（６）集合場所
（７）その他参考事項

４　労務者雇用の範囲

（１）被災者の避難のための労務者
（２）医療助産の患者移送労務者
（３）被災者の救出のための機械器具その他資材の操作の労務者
（４）飲料水供給のための労務者
（５）遺体の捜索、処理のための労務者
（６）その他災害応急対策のために必要な労務者

５　公共職業安定所長への要請

災害応急対策の実施に労務者を市長が雇い上げ不可能な時又は必要人員を雇い上げ出来ない場合は、根室公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により次の事項を明らかにして、求人申込みをするものとする。

（１）職種別所要労務者数
（２）作業場所及び作業内容
（３）期間及び賃金等の労働条件

（４）宿泊施設等の状況
（５）その他必要な事項

６　費用の限度及び期間
（１）費用は市が負担するものとし、賃金は一般の水準によりその都度市長が定める。
　　ただし、費用の負担及び賃金は、救助法が適用された場合はこれによるものとする。
（２）期間は、当該救助の実施期間以内とする。

７　労務者雇用の記録
　労務者を雇用した場合は、次により記録しておかなければならない。
（１）労務者雇用台帳（様式１）

様式１

労　務　者　雇　用　台　帳

（救助種別）			市町村名										
住所	氏名	日　額	月　分						基本賃金		割 増 賃 金		給与額
			日	日	日	日	日	日	日数	金　額	時間	金　額	
計	人	円	人	人	人	人	人	人					

（注）　１．本台帳は、救助の種別ごとに作成すること。
　　２．各日別就労状況は、１日就労したものは「1.0」と表示する。また、時間外就労した場合は、１時間につき「0.1」を加算し表示すること。

第３３節　職員派遣計画

災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条及び30条の規定により、市長は、指定地方行政機関の長等に対し、職員の派遣又はあっせんを要請するものとする。

１　要請権者

市長又は市の委員会若しくは委員。（以下、本節において「市長等」という。）

２　要請手続等

（１）職員の派遣要請をしようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

ア　派遣を要請する理由

イ　派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ　派遣を必要とする期間

エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ　前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

（２）職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、職員の派遣のあっせんは、道知事に対し行うものであるが、国の職員の派遣あっせんのみでなく、地方自治法第 252 条の 17 に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

ア　派遣のあっせんを求める理由

イ　派遣のあっせんを求める職員の職種別人員

ウ　派遣を必要とする期間

エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ　前各号に掲げるもののほか職員の派遣のあっせんについて必要な事項

３　派遣職員の身分取扱

（１）派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令、条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用があるものとする。ただし、双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。

また、受入側は、その派遣職員を定数外職員とする。

（２）派遣職員の給与等の双方負担区分は、双方の協議により決定するものとする。

（３）派遣職員の分限及び懲戒は、派遣側が行うものとする。

（４）派遣職員の服務は、受入側の規定を適用するものとする。

（５）受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

第３４節　災害救助法の適用と実施

災害時において、救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は本計画の定めるところによる。

１　実施責任者

救助法による救助は、知事が行う。ただし、救助法第 30 条第 1 項の規定に基づき個別の災害ごとに委任された救助については市長が行う。

> 第 30 条　都道府県知事は救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。
> ２　前項の規定により市町村長が行う事務を除くほか、市町村長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

２　災害救助法の適用基準

（1）災害が発生した場合

救助法に基づく救助は、本市において次に掲げる程度の災害が発生した際に、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。

（2）災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示した場合で、当該所管区域内の市町村において現に救助を必要とする者に対して行う。

ア　適用基準

被害区分 ＼ 市の人口	市単独の場合	被害が相当広範囲な場合（全道で 2,500 世帯以上の住家が滅失した場合） 根室市内の住家滅失世帯数	被害が全道にわたり 12,000 世帯以上の住家が滅失した場合
根室市（15,000 人以上 30,000 人未満）	50 世帯	25 世帯	根室市の被害状況が、特に救助を必要とする状況にあると認められたとき

イ　住家被害の判定基準

（ア）滅失：全壊、全焼、流出

住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70％以上に達したもの又はその住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50％以上に達した程度のもの。

（イ）半壊、半焼：２世帯で滅失１世帯に換算。

住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延面積の 20％以上 70％未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損失割合で表し、20％以上 50％未満のもの。

（ウ）床上浸水：3 世帯で滅失 1 世帯に換算する。

土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。

ウ　世帯の判定

（ア）生計を一にしている実際の生活単位をいう。

（イ）会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。

３　災害救助法の適用手続

（１）市

市長は、本市の地域における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し又は該当するおそれがある場合は、直ちに根室振興局長（以下「振興局長」という。）に報告しなければならない。

ア　災害発生の日時及び場所

イ　災害の原因及び被害の状況

ウ　法の適用を要請する理由

エ　法の適用を必要とする期間

オ　既に執った救助措置及び今後の救助措置の見込み

カ　その他必要な事項

（２）根室振興局

振興局長は市長からの報告に基づき救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに適用することとし、その旨市に通知するとともに知事に報告するものとする。

４　救助の実施と種類

（１）救助の実施と種類

知事は救助法が適用された場合、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は、市長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、市長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

ア　災害が発生した場合

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7 日以内	市町村
応急仮設住宅の供与	着工から 20 日以内	対象者、対象箇所の選定～市町村 設置～道（ただし委任したときは市町村）
炊き出しその他による食品の給与	7 日以内	市町村
飲料水の供給	7 日以内	市町村
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10 日以内	市町村
医療	14 日以内	医療班～道・日赤道支部（ただし委任したときは市町村）
助産	分娩の日から 7 日以内	医療班～道・日赤道支部（ただし委任したときは市町村）
災害にかかった者の救出	3 日以内	市町村

救助の種類	実施期間	実施者区分
住宅の応急処理	３ヵ月以内 （国の災害対策本部が設置された場合は、６か月以内）	市町村
学用品の給与	教科書等　１ヵ月以内 文房具等　15 日以内	市町村
埋葬	10 日以内	市町村
遺体の捜索	10 日以内	市町村
遺体の処理	10 日以内	市町村・日赤道支部
障害物の除去	10 日以内	市町村
生業資金の貸与		現在運用されていない

（注）期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、厚生労働大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

イ　災害が発生するおそれがある場合

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで	市町村

（２）救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等をその緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第 23 条の 2、第 23 条の 3 により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書によって行う職務について相互に協力をしなければならないものとする。

ア　救助業務従事命令

知事は救助を行うために特に必要と認めるときは、次の者に従事命令をもって救助に関する業務に従事させることができる。

（ア）医師、歯科医師又は薬剤師
（イ）保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救命救急士又は歯科衛生士
（ウ）土木技術者又は建築技術者
（エ）大工、左官又はとび職
（オ）土木業者又は建築業者及びこれらの従業者
（カ）鉄道事業者及びその従業者
（キ）軌道経営者及びその従業者
（ク）自動車運送事業者及びその従業者
（ケ）船舶運送業者及びその従業者
（コ）港湾運送業者及びその従業者

イ　救助業務への協力命令

知事は、救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。

ウ　保管命令等

知事は、救助を行うために特に必要があると認めるときは、病院、診療所、旅館その他の施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ又は物資を収用することができる。

エ　立入検査

知事は前項の目的のために必要があるときは、職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができ、物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

ただし、これらの目的のために立ち入る場合は、あらかじめその旨を当該管理者に通知し、かつその身分を示すための証票を携帯しなければならない。

オ　従事命令等

従事命令等を発し、救助を実施する場合は、別に指定の公用令書等を交付して行うものとする。

カ　物資の受払状況の記録

救助の項目別物資受払状況については、様式１により記録しておかなければならない。

様式１

救助の項目別物資受払状況

市町村名　根室市

救助の項目別	年月日	品　名	単位呼称	摘　要	受	払	残	備　考
避難所用								
炊出しその他による食品給与用								
給水用機械器具燃料浄水用薬品資材								
被服・寝具等								
医薬品衛生材料								
被災者救助用機械器具燃料								
燃料及び消耗品								

（注）１．「摘要」欄に購入又は受入先及び払出し先を記入すること。

２．「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。

３．各救助の項目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。

なお、 物資等において道よりの受入分及び市調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

４．救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。なお、「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること。